

御宿町告示第10号

平成22年御宿町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成22年3月2日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成22年3月9日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成22年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年3月9日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 推薦第 1号 御宿町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君

建設環境課長 米 本 清 司 君

税務住民課長 岩 瀬 由紀夫 君

保健福祉課長 瀧 口 和 廣 君

会 計 室 長 渡 辺 晴 久 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 多 賀 孝 雄 君

主 任 主 事 市 東 秀 一 君

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成22年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（新井 明君） 監査委員から月例出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。本日は、傍聴席が混雑いたしますので、けがのないように注意してください。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名いたします。8番、中村俊六郎君、9番、式田孝夫君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から3日間とし、本日は、石田町長から今定例会に提出された16議案に関する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問及び推薦第1号、諮問第1号並びに諮問第2号を行い、散会いたします。

明日10日は、議案第1号から議案第15号について順次上程の上、質疑の後、採決を行います。

議案第16号の平成22年度一般会計当初予算につきましては、上程の上、町執行部の説明までとし、請願第1号及び発議第1号、発議第2号については、採決することといたします。

11日は、議案第16号を質疑・討論の上、採決したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間とし、9日から11日まで議案審議、採決のため会議を開くことに決定しました。

諸般の報告について

議長(新井 明君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

町長(石田義廣君) 本日ここに平成22年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、本日から11日までの日程で、農業委員会委員の推薦を初めとする人事案件4件、専決処分の承認1件、一部事務組合の規約改正1件、指定管理者の指定1件、一般職員の勤務時間に関する条例の一部改正を初めとする条例案件2件、平成22年度一般会計予算案を初めとする予算案件10件の計19議案をご審議いただくことといたしました。開会に先立ちまして、諸般の報告及び平成22年度一般会計予算概要をベースに新年の方針について申し述べさせていただきます。

現下の社会経済状況は、長引く不況に直面し、デフレによる販売不振や雇用不安など危機的状況が続いております。そのような中、政権交代後初となる国の平成22年度予算は、雇用対策や景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、あすの安心と成長のための緊急経済対策を着実に実施することとしています。

また、地方財政については、国の取り組みである地域のことは地域で決めるとした地域主権の確立に向けた制度改革を行うため、県では、暮らし満足度日本一を基本理念に、福祉、医療、子育て支援の充実を図ることに重点を置き、各観光資源を活用した魅力づくりなどの産業振興といった施策が盛り込まれています。

平成22年度の町の政策方針でございますが、高齢化や景気の後退に伴い、所得の減少や企業収益の落ち込みにより基幹となる町民税の減収が見込まれる中、自主財源の確保に向け一層組織的に進めることとしますが、一方で国の施策により国・県支出金、地方交付税は増額が見込まれます。しかしながら、この施策は景気の動向や国の財政状況を見ますと、次年度以降は依然として不確定であり、今後の動向を注意してまいります。また、中学校校舎改築事業等の公債費がピークを迎えていることや、少子高齢化に伴う扶助費を中心とした社会保障関係経費の増加、さらには中山間地域総合整備事業の事業費拡大などから、歳入規模を慎重に見据えた上で、地域資源を最大限に活用し、地域の特色を生かしながら行政需要にきめ細かく対処する予算といたしました。

事業の実施にあたりましては、マニフェストに掲げました事業を初め、議会からの意見、提案、さらには各種団体や議員からの要望をベースに、町民生活に欠かせない福祉の向上、教育環境の充実、さらには産業の振興の実施に重点を置きまして、将来的な事業効果を見据えた施策を着実に進めてまいります。

次に、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。平成22年6月30日をもって任期満了となります。人権擁護委員を引き続き同委員に推薦したく、議会の意見を求めるものです。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現在人権擁護委員としてご活躍いただいております委員が任期満了となるため、新たに人権擁護委員を推薦したく議会の意見を求めるものです。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。3月末で任期満了となります。委員を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。千葉海区漁業調整委員会委員に欠員が生じ補欠選挙が予定されることから、選挙準備経費並びに投開票事務費等について平成22年2月24日、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算(第10号)を

専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正額は、歳入歳出ともに123万8,000円を追加し、補正後の予算総額を31億415万9,000円とするものです。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。千葉県市町村総合事務組合の組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市・南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日をもって解散することにより、組合の団体数が減少することから、組合の組織団体の数の減少及び本組合同約の改正について協議するものです。

議案第4号 指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、御宿町運動施設のうち御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンの指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、国家公務員の給与並びに勤務時間に関する法律が改正されたことから所要の改正を行うほか、給与条例につきましては、あわせて条文の追加、修正を行うものであります。

議案第6号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、一般職の職員の給与等に関する条例と同様所要の改正を行うものであります。

議案第7号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第6号）であります。補正額2,320万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億7,090万1,000円とするものです。主な内容につきましては、県及び共同事業支出金の確定に伴う減額、老人保健拠出金、介護納付金、保険給付費の支出の推計による不足分の補正をお願いするものです。なお、本補正予算案につきましては、去る2月25日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

議案第8号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）であります。補正額192万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億879万6,000円とするものです。主な内容につきましては、前年度後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定拠出金の精算による補正をお願いするものです。

議案第9号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第5号）であります。補

正額1,555万7,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ6億9,774万5,000円とするものです。主な内容は、国・県等の介護給付費負担金等の歳入の追加、及び歳出については施設サービス利用者数の伸びや新たに開始となる高額医療合算介護サービス等の保険給付額の増額による補正をお願いするものです。

議案第10号 平成21年度御宿町一般会計補正予算案（第11号）であります。補正額1億5,500万円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ32億5,915万9,000円とするものです。主な内容は、国の第1次補正に基づく地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に係る予算額調整や第2次補正に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費について計上するほか、将来財政の安定化を踏まえた財政調整基金及び学校建設基金への積み立て等について補正いたしました。

議案第11号 平成22年度御宿町水道事業会計予算案であります。昨年に引き続き老朽化した施設改修を図り、安全でおいしい水の安定供給を目標に予算編成をいたしました。水道事業費用において予算規模は収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益2億6,707万4,000円、支出水道事業費用2億6,372万3,000円を計上することとなりました。資本的収入及び支出予算は、浄水場電気設備更新、天の守加圧ポンプ場の電気設備更新等を計画し、資本的収入572万3,000円、資本的支出4,579万3,000円を計上いたしました。

議案第12号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計予算案であります。予算総額を9億8,291万3,000円とし、対前年度比3.2%の減となっております。本予算の編成につきましては、国・県の予算編成基準に基づき編成いたしましたが、予算の大半を占めます保険給付費につきましては、前年度実績をもとに算定し、これに見合う適正な負担を原則に、保険税を確保する健全な予算を目標に編成いたしました。なお、本予算案につきましては、去る2月25日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

議案第13号 平成22年度御宿町老人保健特別会計予算案であります。予算総額を120万円とするものです。平成20年度から老人保健が後期高齢者医療へ移行し、平成22年度は過年度分医療費の請求等を考慮しています。

議案第14号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算案であります。予算総額を1億1,705万3,000円とするものです。保険料の徴収業務を適切に行うとともに、加入者の相談業務等に努めてまいります。

議案第15号 平成22年度御宿町介護保険特別会計予算案であります。予算総額を7億1,006万1,000円とし、対前年度比8.9%の増となっております。第4期介護保険計画の2年目となりますが、計画の初年度の実績を勘案し、保険給付の実績やサービスの利用状況、介護予

防事業等の実績や効果を考慮し、保険給付費地域支援事業費を見込みました。なお、高齢者人口の増加や認定者数の増加等により、保険給付費は年々増加している状況でございます。

議案第16号 平成22年度御宿町一般会計予算案であります。歳入歳出ともに29億3,000万円とし、対前年度比2億6,600万円の増、率にして10%の増となっております。主な事業といたしましては、中山間地域総合整備事業や御宿岩和田漁協本所の冷凍冷蔵庫整備に伴う補助、予防接種事業内容の拡大や小学校における教育支援員の配置、さらには児童館の芝生設置や情操教育を目的として小中学校合同で実施する音楽鑑賞教室のほか、メキシコ使節団派遣経費など福祉、教育、産業の分野に重点を置いた予算を計上いたしました。

予算編成に当たっては、町民、地域の相互連携と多様な力の集結を重要課題に掲げ、地域の力を最大限に活用した中で機動的な組織体制により職員一人一人の熱意と工夫で自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源の効率、効果的な配分に努めました。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

まず、2月21日に、海の花祭りが開催され、寒い中多くの方が来町されました。

22日には、夷隅環境衛生組合議会定例会が、午後からは大原聖苑管理運営連絡協議会及び御宿町清掃センター管理運営協議会が開催されました。

25日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が、午後から御宿町国保運営協議会が開催されました。

26日には、中山間地域総合整備事業について、国会、衆議院議員に、いすみ市長、大多喜町長、勝浦市と合同により適切な予算配分の確保について陳情をいたしました。

先に申しあげました19件の議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。

議長（新井 明君） 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（新井 明君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

貝塚嘉軼君

議長（新井 明君） 通告順により、10番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 貝塚嘉軼君 登壇）

10番（貝塚嘉軼君） 10番、貝塚。

ただいま、議長から一般質問のお許しを得ましたので、これから通告に従って町長を初め関係課長にご質問をさせていただきます。

まず、相変わらず経済状況というものは低迷を続けておりまして、我が町、特にやはり観光を中心として成長を遂げてきた我が町にしてみれば、今の冷え切った日本の経済の中ではなかなか伸ばしていくことは難しいという中で、去年の衆議院の選挙におきましては、与野党逆転、新しい民主党が政権をとって、国民とお約束したことを一つ一つ実施していくべく、今、政府が国の運営を行っているその一つとして、先ほど町長からもお話がありましたけれども、普通交付税が増額されて、地域活性化のために町にも今年度かなりの増額されたお金が来ております。

そういう中で、通告にもお願いしてあります平成22年度の予算、去年の12月の定例会におきましても一般質問をさせていただいておりますけれども、特にそういう状況の中で交付税が増額されて、一般会計におきまして、昨年と比べると10%の増額予算ということで総額29億3,000万円の予算を組みましたということで資料をいただいておりますけれども、収入支出のバランスというんですか、やはり政策事業の中で予定をしなかったお金が入ってきた、それに対して町長がマニフェストの中で町民とお約束をして、みずからの報酬を50%カットされて、そして町民のために、町のためにその減額した予算を、お金を子育て支援、あるいは自分の掲げた政策に反映させて町の活性化をという気持ち、そして、私の調べたところによると、町長の約束したカット分につきましては子育て支援に充てますと、本当に予算の中にそれが実施されたのかどうか、ちょっと私なりに調べたところ、確かに町長は、お約束をしたとおり子育て支援の中に新しい事業として、支援金としてまず1点、小学校入学児童について1人1万円の支援を昨年はおしております。

また、乳幼児あるいは児童のインフルエンザ予防接種助成事業として、延べ400人分、40万円の支援をしております。これはインフルエンザ予防接種1回に対して1,000円を補助するというで行っております。

また、新型インフルエンザ予防接種助成事業として、これもまた延べ300人に対して1回

1,000円の助成を行って、実質110万円の助成がされておる。

これは実際にそういう予算上の中でのせられたものと、あるいは3番目に申し上げましたインフルエンザ予防接種助成事業というものは、これは突然流行になり、議会や行政との中で助成を決めたということもあろうかと思えますけれども、それにしてもそうして町長の政策が、あるいは町長の身を削ったものがこのように反映されておるということは、私はすばらしいことだと思えます。

そういうことが、本年度の予算編成の中にも組み込まれているのか、どこの事業に、どのように組み込まれたのか、また交付税の増額によって本当に活性化をしていく、町民に喜ばれる予算編成をされたのか、そのことをちょっとお聞きしたいと思いますので、担当の課長、ひとつこの編成についての重点施策というか、それに予算がどのくらい充当されたのかをひとつお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） お答えします。

まず、平成22年度予算につきましては、町民の皆さん、また地域との相互連携と多様な力を結集し、重要課題につきまして地域の力を最大限に活用した中で、3カ年実施計画をベースに確実に行政課題を進めることといたしました。

まず、予算協議においては、財政健全化の取り組みをしっかりと進めまして、安易に財源を地方債に依存することなく、税負担の公平性の観点による課税客体の完全補足と受益者負担の原則を踏まえながら、限りある財源の効率・効果的な配分に努めております。

ご質問の、まず厳しい財政状況における歳入の考え方並びに将来の見込みということでございますが、長引く景気の低迷により全国的に税収の落ち込みが懸念されているところでございます。国におきましても、企業向けの税制改正や雇用対策など数次にわたります景気対策が講じられ、政府、日銀の示す景況感では緩やかな改善がうかがえるものの、雇用環境の改善や直接的な家計収入への伸びといった面では依然として厳しい状況にあるものと判断しております。

平成22年度を見据えました政府の地方財政計画におきましても、住民税を中心に地方税では約10%の減が想定されており、景気が大きく影響する地方譲与税を初めとしまして当町の財政収入の見込みについても、労働人口の減少等を含め低減することが予測されております。

また、地方交付税制度におきましては、地域主権の実現に向けまして新たに地域活性化雇用等臨時特例費等の特別枠1.1兆円が創設されるなど、地方の一般財源の充実に向けました措置が図られたところでございますが、財源不足を補うための特例加算、また交付税率の引き下げ

による臨時的な措置でありまして、現段階におきまして恒久的に今の水準を見込むことは困難であると推察しております。

次に、政策の実現にあたっての収入見込みを踏まえた歳出バランスということでございますが、長寿社会の進行によりまして介護保険や医療保険などの社会福祉保障関係費が毎年10%を超える水準で累増していることや、継続事業として取り組んでおります中山間総合整備事業債、さらには将来課題として控えております中学校屋内運動場整備や情報社会への対応経費、また現在協議されております広域ごみ処理施設等を踏まえますと、地方交付税や地方債制度を初めまして経済対策交付金や施設関連の交付金など国の地方財政制度、また県の補助制度を効果的に選択していくことが非常に重大であるというふうに考えております。また、施策運営に対する創意工夫として、施策を実現するための財源の確保につきましても一層求められるものと考えております。

こうしたことから施策の調整にあたりましては、施策ごとに地域の事情や特性、施策需要をしっかりと把握して、活性創出の原資についても、今までのただ単にお金でなくて、多様な地域力、住民の皆さんとの協働をより進めまして、そういう方向に移して相互連携のもとで着実に進めていくことが重要であるというふうに認識しております。

次に、今年度の町長マニフェストに対する事業はどういうものがあるかというご質問でございますが、マニフェストに掲げた事業の実現ということで、将来財政への影響や投資効果を踏まえた上で実現可能な政策から着実に進めてまいりたいというふうに考えておりまして、平成22年度の予算編成に向けました具現化につきましては、国の地方財政支援策と連動しながら、今回、平成21年度補正予算として提案しております地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用を含めまして、一体的に福祉の充実や子育て支援、産業の活性化や教育文化の向上について重点を置くことといたしました。

また、施策の実施にあたりましては、単に予算額にとらわれることなく、団体との連携やボランティア、また地域の資源など多様な地域力を効果的に融合しながら、創造的な取り組みを行うことといたしております。

まず、福祉、子育て環境の充実につきましては、交付金を活用した保育所の整備事業を初めまして、保育所、児童館への加湿器の設置やグリーンフィールドへの着手など、子供の安全な保育環境、遊び場の確保に努めております。また、小学校入学時の子供応援交付金や児童インフルエンザ予防接種助成を初めまして、子育て育児祝い金や中学生までの医療費、中学生までの入院費助成等につきましても、引き続き取り組むほか、時間外保育の充実や県の取り組みとあ

わまして、今後、医療費助成の対処拡大など子育て世代の負担軽減等関係支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

福祉等につきましては、施設入所措置への的確な対応はもちろん、高齢者の必要に適用できる生活管理指導員の派遣や施設短期入所、布団乾燥サービスなど利用者の不安解消や家族の負担軽減に細かい対応をしたいというふうに考えております。また、交付金を活用しまして、公民館への障害者トイレの設置や障害者訓練等給付といった自立支援策に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。福祉ボランティアを活用した地域で支える福祉の充実を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、産業振興の面でございますが、農業、漁業、観光など町の基幹産業を中心にいたしまして、それぞれの基盤整備と連携により活性創出や地産地消の推進に取り組んでまいりたいということを考えております。基盤整備といたしましては、交付金を活用しました観光案内所の整備を初めまして、継続事業として取り組んでおります中山間地域総合整備や岩和田漁港整備に加えまして、冷蔵庫の整備について計画的に進めてまいります。また、振興面につきましては、国の雇用対策にかかわるふるさと雇用制度を活用いたしまして、地域資源を活用した産業連携活性化策について進めてまいります。また、新鮮な農産物や海産物を広くアピールするため、文化祭や各種イベントとの連携を図りながら、地産地消を促進するとともに、食文化の高揚といった観点から積極的に進めたいというふうに考えております。

次に、教育文化の向上でございますが、地デジ対応テレビや新学習指導要領に対応した教育面の充実につきまして、国の交付金制度を有効に活用するほか、演奏家による小中学校音楽鑑賞教室を開催し、児童生徒の情緒性の高揚に努めてまいります。

社会教育面では、公民館に閲覧用パソコンブース2台分を設置し、公民館機能の充実を図るとともに、B & G財団の助成によります海洋センター体育館の屋根の補修、さらには野球場のフェールラインの整備など利用者の安全と利便性の向上に対応してまいります。また、文化振興といたしましては、ミヤコタナゴの生息環境整備に引き続き取り組むほか、無形文化財保存に向けた補助制度の拡充、さらにはメキシコ親善使節団派遣やスペイン・メキシコ文化交流事業などの開催など文化の高揚、伝承に取り組んでまいります。

このほか、行政サービスの向上に向けました取り組みといたしましては、サンデーオープンを実施し、毎月第3日曜日の午前中に証明関係を発行するとともに、公民館におきましても、従来の住民票、戸籍に加え印鑑証明の発行をするなど業務の拡充に努めてまいります。また、長期ビジョンとして掲げております全町公園化構想やビーチサイド計画につきましても、改め

て委員会等を立ち上げた上で、その手法や内容など多くの方々からご意見、ご協力をいただきながら段階的に進めてまいります。

以上でございます。

10番(貝塚嘉軌君) 今、事細かく私どもに示されておる予算概要、ほぼ内容は同じような形でご説明をいただきました。思えば、予算が年々減少の中、先ほども言ったように、国の政策によって今年度は幸いにして増額予算が組められたということなんですね。その中で、やはり町長が、こよなく愛している御宿町をいただいたお金で何とか活気ある町づくりということで、自分の約束したことを一つ一つ実現すべく、事細かく文化、教育、あるいは観光、環境そういう方面にも予算配りをして、これをという目玉の予算編成が私にしてみればされていないなど、満遍なく配分して組まれた総花的な予算だなというふうに思われます。

しかし、やはり平成22年度におきましては、そういうふうな状況の中でプラス予算が組めましたけれども、平成23年以降は、やはり平成23年には起債もピークに達するという一方で、非常に収入支出のバランスの中で厳しい時代を迎えるということも目の前にあるわけでございます。

どうか、この後にも私質問を第2として伺いますわけですが、あくまでも最少の経費で最大の効果を上げるというようなこの理念、これをやはりきっちりと持って、平成22年度予算を実行していただきたいと思います。細かいことについてはまた予算の中でご質問したいと思います。総体的に予算編成にあたってということでは、ただいま係のご説明をいただきましたので、それはそれでよろしいかなというふうに感じております。

続きまして、第2問に移ります。

第2番目として、予算に関連することでございますのであれですが、平成17年以降旧1市5町の合併が破綻になり、その後御宿町は単独で行くというのが決まり、平成17年4月からは、そのためには行財政改革をしていかなければいけないということを、前任者でありました井上町長が、議会と職員の皆さんと一緒に行政改革をいたしました。人件費、あるいは人員等のそういう中で行革を続けてきたわけでございますけれども、石田町長におきましては、やはり今後行政の組織のあり方や、あるいはこれからの行財政改革をどのように進めていくのか、そのことがやはり一番大事ではないかというふうに私は思います。

そこで、やはり予算との兼ね合いの中で経常経費の引き下げとか、あるいは財政運営の根本的な見直し、あるいは事務事業の見直し、あるいは職員定数、あるいは報酬、そういうものの見直しというものが、やはり今後行財政改革の中で進めていかなければならないのではないかと

というふうに思う一人でございます。その辺について、町長はいかように考えているかお聞きしたい。

私、いろいろな形の中でやはり一番の昨年からのあれで人事院勧告、職員の給与の引き上げ、引き下げそういうことが、当町におきましては人事院勧告に従ってという形を基本に職員の給与を決定されているというふうに認識はしておりますけれども、認識の中でも人事院を廃止して云々とかとあって、最近非常にそのことがテレビ等でも討論されております。そういう中で、私どもはやはり昨年度人事院勧告に従ってということを見直さなければならぬんじゃないかというような話もちろちらある、そういうように私らは感じておりますけれども、あくまでも職員の皆さんにおきましては、そういう制度の中で仕事をなさっているということで、それについて職員の皆さんがとやかく言うことはないんだと、また言えないんだというようなお立場だろうと思っておりますけれども、やはりこの厳しい、また国が三位一体から地域主権そういうものを導入して、やはり自立していただかなければならないというようなこれからの傾向であるというようなことがお話しされております。

そういう中で、やはり御宿はこの第2ステージの合併がこの3月31日で切れるわけです。ですから、今後、御宿町がどうやって生きていくかということになりますと、やはり国の予算も大事だし、自主財源を確保しない限りはどうなっていくかわからないという部分もあります。そういう中で、やはり私は我が町独自のそういった全体給与体制のあり方とか、あるいは町独自の組織編成、そういうものを行政改革の一環として推し進めていかなければならないのではないかというふうに感じているわけなんですけれども、これについて当然町長を初め各課長さんたちも、行政改革あるいは行財政改革を進めていくんだという意識でおろうと思っております。その辺について、やはり町長、引き続きどのような考えで、また、どういう目的を持って今年度税制あるいは行政改革を進めていくのか、その辺のことをお聞きしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 行政改革につきまして、今後どうするのかという話であります。平成22年度、新年度では第5次行政改革大綱の最終年度を迎えております。新年度に入りましたら、先ほど企画財政課長のほうからも町の財政状況等について説明ございましたけれども、今後も大変厳しい状況にある中、それなりの行政改革を進めていかななくてはならないという状況にございますので、新年度で第6次行政改革大綱の編成作業に入ってまいりたいというふうに考えております。

また、人事院勧告につきましては、国・県の通知にとらわれずに町独自の施策についてという質問であります。公務員には憲法で保障されております労働基本権が制約されていることの代償措置としての給与勧告が行われておりまして、公務員にとっては唯一の給与改善の機会となっておりますことから、今後もこの勧告に従わざるを得ないというふうに考えております。

国の第1次地方分権改革によりまして、通達行政は廃止をされておりまして、現在は通知という形式で発せられております。簡単に申し上げますと、法の解釈の指示から技術的助言ということに改革はされておるわけでありまして。ご承知のとおり、行政はルールに基づいて仕事をしておりますけれども、執行の過程で施策の選択肢や困難な余地が生まれてくるわけでありまして。このような困難な事案につきましては、各種通知または勧告等を参考に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願い申し上げます。

10番（貝塚嘉軼君） 引き続き行財政改革は続けていくということでありまして。

町長、一言、町長のお考えをぜひですね、一緒だと思いますけれども。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、国や県の財政も非常に厳しい中で行財政改革をどのようにしていくかということですが、今、1点はお話しございましたが、組織改革については内部でも検討しております。それと、やはりこういう財政事情厳しい中なんです、住民サービスの低下を絶対に招いてはいけないということで、そのサービス向上はきちんと認識をしながら、職員の資質向上、住民に対する対応の仕方、そういうことも念頭に置きまして、とにかく財政改革の面では、人件費が中心になりますから、これに充分気を注いでいって、健全財政を維持しながら住民サービスに努めさせていただくと考えておりますので、よろしくお願い致します。

10番（貝塚嘉軼君） 私が次に人件費が大変なんですよねと申し上げようと思いましたが、ご認識されておりまして、まさにそのとおりだというふうに私は思います。ですから、定員管理及び給与の適正化ということをやはり常に念頭に置きながら行政運営をしていただきたいと、そのように私は思います。とにかく当面、独自で生きていかなければならないというのが現実でございます。限られた予算の中、限られた中で、そそれを100%あるいは120%町民のニーズにこたえられるような政策運営をしていくというのが、私は行政ではないかというふうに思っております。

それには、やはり我々も、議員もそうですけれども、町民もそういうことを事細かく理解を

した上で、協力するところはするという形で、一方的な利益供与だけを求めるということは、もうそういう時代ではないというふうに私は認識しております。そのためには、やはり行政の行うことに関して、事細かくご理解いただくような情報というものをしっかりと伝えていく、そしてご理解をいただくというのが大事ではないかというふうに感じております。

どうか、そういった行財政改革の中で、やはり情報もきちっと伝達をしてご理解をいただいた上で、町長がおっしゃっているように、住民とともに行政運営をしていくんだという、それがやはり理解されてそのことが実現していくんだというふうに思っておりますので、引き続き気を緩めることなく、行財政改革を進めていただきたいというふうに希望いたします。

最後になりますけれども、町有地の利用についてということで一つお尋ねしたいと思います。

町内には、いろいろ空き地等もありますけれども、これは個人のもの、あるいは町のもの等いろいろあると思います。このたび、ひとつ中山間事業が実施されると、これはやはり休耕地の活用、町の活性化のために行われる最も土地利用の有効的な事業だというふうに認識しておりますけれども、これらにつきましても、やはりそれは農家の人たちだけのものではないかというふうに、町民の中にはまだ中山間事業がどれほどこれからの御宿にとって大事かというものが認識されていないような、あるいはそういう情報が伝わっていないような気がするので、ひとつ今申し上げたような形の中で具体的に説明をしていただければありがたい。

私どもは、この事業に賛成をしておりますので理解をしておりますけれども、町民の方たちにも、やはりご理解をいただいて、土地利用について積極的に参加していただくような考えを持っていただきたい。そのためにちょっとここで中山間事業についてのご説明をお願いしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、まず初めに、町全体の農地の実態及び今後の取り組み状況からご説明させていただきたいと思えます。

町全体の遊休農地は172.9ヘクタールあります。昨年、国からの指導によって重要な農地の遊休農地活性化に向けた取り組みとして、平成21年度から御宿町農業委員会を中心に現地調査を実施し、まず現状の把握を行ったところです。

本年度から農業委員会及び耕作放棄地対策協議会による、農振農用地指定区域の農地で遊休農地化している農地所有者から、今後まず農業上の利用に関する計画書を提出いただいて、農地の利用増進、遊休農地の減少を図る予定となっています。また、農地が既に山林化している水田、畑の所有者に農地として復旧が可能かどうかの確認作業を行い、農地として復旧可能な

土地については農業委員会が農地、非農地の判断を行い、今後の利用について指導を行うと伺っています。このようなことから、農業委員会と行政が関係団体と遊休農地の活性化を進めていきたいと考えています。

また、今回実施している事業では、農振農用地域が対象であるため、部田前地先の農地は地区外という形でありますので、これについても農家と今後の話し合いを行いたいということで、須賀の水利組合を通じて、協力をお願いしているところです。その中で将来の農地の健全な管理運営についての意向調査や現状把握を図りたいと思っております。

中山間地総合事業につきましては、約47.1ヘクタール、うち38ヘクタールが水田という形で進めています。この事業におきまして進めた段階では、事業地区内の遊休農地が基盤整備を行うことによって解消されるとなっております。また、事業完了後は、実谷台の入り口にある、これは実谷字初崎地区というところですが、約2ヘクタールございますが、花を中心とした作物を作付し、農村観光地点として位置づけ、今まで行った海を中心に観光施策を推進していた市街地と農村を中心に地域の魅力開拓、また都市交流を行い、新たな観光拠点として町観光振興とあわせて地域の活性化を図るような計画で今考えているところです。

10番（貝塚嘉軼君） ただいまお答えいただきました。本当に農業と観光と結びつけて土地を生かしていくというようなお話、誠に結構なことだと思います。私に言わせれば遅過ぎたぐらいに思います。どうかこれからは前向きに進めていただきたいというふうに思っております。

一つ私が気になるのは、この町の所有している町有地の利用、これは私、昨年度から一般質問でも何度かあれしたり、町長にも提案を申し上げてきましたけれども、私が今ここでお聞きしたいのは、小さな町有地につきましては、既に賃貸で貸していたり、あるいは住宅地として貸しているところもあるかと思えます。まとまって一つの事業ができるような土地というのは、市街にはないというふうに認識しているわけですがけれども、この天の守の地先に、以前佐藤工業の開発に売った土地が契約が実行されないで返還されたと、返ってきた土地がありますね、約2万坪ですか。その土地を利用できないのかと、この土地を利用する計画を持っているのか、あるいはこの土地をこれからの御宿町の財源の一つの源としてどうにかしていこうという、町長を初め皆さんのお考えがあるのかどうか、ちょっとそれらをお聞きしたいと思うんですけれども、いかがですか、町長でも担当でも結構ですけれども、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご質問の天の守地先の町有地の有効活用ということでございますが、この土地については、先ほど議員がおっしゃいましたように、全体で8万5,000平米、約2万5,800坪ございます。この中には山林原野で実際の利用に対してはかなりの造成が必要であるというふうに認識をしております。また、町有地の間にはまだ多くの民有地が点在しているということで、一帯として利用する場合につきましては、その民有地を購入するか、また借り受ける必要があるというふうに考えております。現在の町の財政状況や今後の財政需要、また景気の動向等を勘案した場合、町が直接施設を建設したり、また運営をするという状況にはないというふうには認識しております。

この土地については、過去に数件の民間の事業者から問い合わせがございまして、それについてはいずれも部分的な宅地開発計画等でありましたので、町の意図する計画ではありませんので断った経過があります。

今後、この一団の土地について、町の活性化のために望ましい事業を、例えば民間事業者等が町有地を購入し、建設、運営するというのであれば、町の開発審議会等に諮り、審議していただいた中で決めていくということになると思いますが、現在の経済状況におきましては、前回もお答えしましたが、なかなか民間の参入も困難であるというふうには認識しております。

10番（貝塚嘉軌君） 議員の皆さんは全部知っていると思いますので、ちょっとこれ目を通してください。いいですか。こういう塗られている土地がそうですね。これが今おっしゃったようなその土地なんですね。これにつきましては、今、木原課長から町有地の間に民有地があってという部分で、なかなか一帯としての考えは難しいんだというような話がありましたけれども、私は、これは一たん買い戻したというわけではないんですね、ただもらってあるんですね。ただ、もらってあって、本当に5年、10年、あるいは20年先の御宿町をどうしたらいいのか、今シミュレーションをしたときに、やはり私たちの孫あるいはそのひ孫あたりがここで生活していけるように思えば、やはりこの土地をこのままにするあれはないだろうと、だったら積極的に行政が計画をして、こういう利用の仕方だという部分を示してですね。

やはり企業は、今バブルがはじけてずっと経済が低迷して、なかなか観光産業に手を出すというのは少ないだろうと思います。難しいだろうというには思います。私もかつてららぽーとの社長がこういうことをお話ししていたことを聞きます。造ったレジャーは10年で壊れると、10年サイクルで新しくしていかなければだめなんですということで、私はららぽーと、もとのヘルスセンターですね。ヘルスセンターをやめてここに東洋一の集合商業地をつくるんだというようなことをおっしゃって、ああ、なるほどなど。ですから、人工的に建てた観光施設は

10年たつと日本の人口の7割がそこに訪れて飽きていくと、ディズニーランドとかああいうところは違いますけれども、そういうことを当時お聞きしました。

ですから、そういう形でいくと、箱物を建てて、ここにこうしろというものではなくて、やはりこの土地を自然を生かした中で、また、これからの新しい観光地として長年御宿町はそれぞれの首長が通年観光ということに取り組んできております。我々観光事業に携わっている私もそれは大事なことだと、それがなければ大変だということで、過去にも何回となく通年観光をどうしたらいいんですかということで、議会で質問をさせていただいております。だけど、なかなかやはり難しくて実現にはほど遠い。

しかしながら、今この土地がただ返ってきている、ただある、これを何とか物の考え方を少し変えて利用して、そういう先のことも見据えた中で、御宿町がこの状況で生きていくためにはどうしたらいいかという、やはり漁業も大事、農業も大事、しかし、対交流人口が増えることによって外貨が入ると、そのことがやはり行政の収入にもつながっていく。そうすることによって財政が豊かになれば、そこで住む人たちがやはり豊かになるというような、そういうサイクルの中でこれはぜひひとつ考えてほしいなというふうに私は思うんです。ですから、生きた土地の利用の仕方ということで、ぜひ町長、これは難しいでしょうけれども、検討をしていただきたい。

私が9月に一般質問をしたときに、このような、かいつまんで町長がお答えいただいたのを今ここで言わせてもらいますけれども、私が町長に要望書として、メキシコ、スペイン、このつながりを記念塔だけではなくて、どうかこういう町の土地に所有する土地、ここに働きかけてそういった娯楽施設、あるいは教育施設、さまざまな施設をここに建設できないかというようなお話をしたわけなんですけれども、そのときに、やはり何年か前にメキシコ構想、これは私もここにおる議員の皆さんみんな知っていると思うんです。そういうこともありました。しかし、それは完成しなかった、実現できなかったという中で、町長このように言っております。

この社会経済状況の中で、ご承知のような御宿町の財政状況の中で、どういうことが可能なのか、また、最少の財政支出をもって企業や関係機関からどの程度の援助が可能なのか、そういうことも踏まえまして、私は可能性を含めまして今後とも検討してまいりたいと思います、というふうに私の質問に答えていただいております。

ですから、この気持ちがあるとしたら、この言葉に間違いのないとしたら、ぜひこの天の守地先のこの土地について、ぜひ町が計画立案をして売り込んでほしい。県や国は、町長も冒頭でお話がありましたけれども、国や県が観光事業に今力を入れているんです。日本は世界で観光

めぐりをして、他の国より突出しています。他の国から日本に来るのは少ないんです。それを何とか日本に呼ぼうということで、国がその政策を全面的に打ち出して行っている。やはりこの機会を逃しては、私は、今後この土地については一生このままだ。ですから、ぜひそれは立案計画する、多額なお金がかかろうかと思えますけれども、ぜひ御宿町の将来のことを思ったら、この土地の事業というものを町長初め職員一丸となってお考えをいただく、これは私は大事なことだなというふうに思うんですけれども、町長どうですか、町長のお考えを。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） いろいろとご意見ありがとうございました。

今、ご指摘あったように、状況を見ますと、観光立国、観光立県、観光立町として、そういう一つの体系の中にあると私は思っております。大きな開発事業等を行う際には、やはり申すまでもなく財政事情が一番大きなハードルになるわけです。そういう中で、貝塚議員さん何度もご指摘いただいておりますこのメキシコとの交流に関するテーマ、この夢の実現ということでご質問だと思えますけれども、なかなか県にしても国にしても、ハード施設への財政支出というのはなるべく控えているような状況でございます。そういった動向も見ながら、今後検討はしていかななくてはいけないと思えますが、昨年の暮れですか、貝塚議員さんも中心になりましてアミーゴ御宿という会をつくられましたけれども、そういう中で企業関係の方々と、おかげさまで何度か何名かの方々ともお話をさせていただきましたが、なかなか大変な今の時代だと思えます。

そういう中で、私自身は、事業者が、余り町の財政に負担をかけず積極的にこの事業を中心とした起業、業を起こすということであれば、まさにそれは協議について受け入れる姿勢、用意はございます。しかしながら、やはり今こういった社会状況でございますので、また財政状況も非常に厳しい中でございますので、今の企業も大変ではないかとそういうふうに私は感じております。そういうことで姿勢は常に前向きなんです、そういう中で検討をしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

10番（貝塚嘉軼君） 本当に姿勢が大事です。それが本当に基本的には姿勢が大事でございます。ただ、私がこうして申し上げたいのは、せっかく町長さんからして、自分の身を削って何とかお金を捻出して、それを町民の皆さんに利益になるように、町民の皆さんが豊かになるようにというお考えのもとに、報酬50%カット、これで教育長の30%カット、その他も含めると年間で700万円なんですね、浮いている、本来なら払うべき報酬が、そうやって町長が町の運営のために自分の報酬を割いている。

そうすると、私はこの700万円があって、子育て支援は先ほど申し上げましたけれども、そういうところにマニフェストの約束事に、少しずつ予算が組まれておると、この町長の700万円がそこに入っているというふうに思うんですけれども、どうかこの来年度はこの6月から子ども手当1万3,000円ですか、1人につき、来年度は2万6,000円が配られると、そういう中で私は、では子育て支援については町としても見直してみたらどうだろうか。その見返りとして、私もこうした身を削ったものに関しては、こういう将来のためにこういうふうにしたいんだということの提案があっても、私は議会でそれをノーと言われるようなあれはないと思うんです。

大変だと思いますよ、これ。一口に700万円と言いますが、これはありがたいことですよ、町民にとっては。しかし、やはり現実に必要なからこのようなお考えで町長はなさったんでしょうけれども、しかしながら、実際にこの平成21年度の予算の中では、子育て支援に使われたのは110万円なんです。そのほかの町長が削ったお金というのは、それぞれのところに均等配分されたんだらうと、無駄にはされていないんだらうというふうには思いますけれども、思い切って将来のためにそういうことはできないのか。

気持ちだけはありますといったって、実際にそれを具現化していく、そしてやはり今の国や県のこういった観光政策にいち早く声を大にして、そういう形で町の財源を最小限で、それこそ通年観光、あるいは若者がそのためにそこで働いたり、またその環境にほれて御宿に住むとか、あるいはこれを中心としてその周りがやはり個人の持っている土地がまたこれ生きてきて、そうすると、非常に一つ投げた石が輪を幾つも広げて広がっていくように、そうなるんじゃないかというふうに思うんです。

これは、町長がそういう前向きに、常日ごろから考えておりますというお言葉をいただきました。ぜひそのお言葉に、気持ちに偽りのないようお願いしたいなと。ちょうど時間も少しありますけれども、私の持ち時間がそろそろ来ましたので、ご質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いします。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で、10番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩といたします。

（午前11時24分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時37分）

小川 征君

議長（新井 明君） 続きまして、7番、小川 征君、登壇の上、ご質問願います。

（7番 小川 征君 登壇）

7番（小川 征君） 7番、小川でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。質問については通告してありますので、町執行部の皆さんは質問の趣旨は理解してもらえていると思います。

質問1でございますけれども、町道0202号線の拡張工事と国道の改良要望についてでございますが、最初に御宿中学校正門の道路、町道0202号線の交差点改良拡張工事のことでございますけれども、御宿中学校校舎が建設され、正門付近も明るくなり、中学生の学ぶ環境はとりあえず整理が整いつつあると思いますが、今回その付近の道路の今後の整備方向について質問させていただきます。

本路線については、都市計画の施行に伴って道路への拡張計画があるのは心得ておりますが、中学校の建設に伴って拡張されておられません。国道からの入り口が狭く、登下校の際には生徒たちは安全が十分に保たれているとは思いません。また、国道から右折ラインもなく車の往来に支障を来しております。町は、都市計画ということではなく道路整備を先延ばしにした状態で、このまま整備をしないままでいくのですか、それとも早期に実現する予定なのか、また中学校正門前は道路管理はどこの課か、また都市計画はどこの課か、ちょっとその辺をお聞きしたいと思いますので、お願いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 道路管理ということでございますが、私のほうの建設環境課が道路管理を承っております。また、都市計画等についても、同じようにうちの課で所管しております。

7番（小川 征君） それで、都市計画の中にこの0202号線が盛り込まれていると思えますけれども、これ都市計画というのは大変なことだと思うんです。あそこ高山田からずっと入ったら踏切があります。測量もなされてあるかないか私はちょっとわかりませんが、あの踏切に関しては国鉄という大きな組織が相手でございます。全然先に進んでいないんじゃないですか。

（「JRだよ、国鉄ではない」と呼ぶ者あり）

7番（小川 征君） そうですか。それは訂正させていただきます。

それで、あそこの道に関して、本当に今まで大小さまざまな幾つかの事故が起きているわけです。私が、つい2月19日ですけれども、ちょっと調べたところでは、入って間もなく3週間前に事故があったということを聞いておりますけれども、やはりこの道をまだああいう形になっているということは、こういう危険がもう迫っているわけです。それでなくても少子高齢化の中で次代を担う子供たちの安全は最優先じゃないかと、こう思うんですけれども、それで教育委員会のほうはこの小さな事故でございますけれども、学校側からは報告を受けていますか。

また、一般のあの奥にスポーツ施設、公共施設がありますので、やはりこの範囲でも小さな事故が起きているわけですが、教育委員会のほうでこの事故の報告というのは聞いていますか、お願いします。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 大変申しわけございません。今の話についてはお聞きしておりません。

7番（小川 征君） おりません。学校側も生徒指導には最善の努力を尽くしていると思っておりますけれども、やはり学校側に小さな事故でも報告をしてもらうようにしていただいて、多分生徒たちは小さい事故は報告しないと思います。たまたま私がちょうど用事があって電話したときに、たまたま先生方が見たのかもわかりませんが、生徒が報告したのかもわかりません。やはりこういう小さなことでも報告をしてもらえないから、ああいうあそこの道が改革できないんですよ。やはりこれからもあることを、小さなことでもいいから報告してもらって改善を尽くしていただきたいと、こう思うわけです。

それで、あそこの整備について、これも中学校の体育館、校庭を3カ年計画に入れてありますけれども、これをもっと道路を最優先で入れてもらうのが普通だと思います。あそこを通らなくて一番いけないことで、すぐ駐輪場もあるわけです。それで一つの例を加えていただければ、あそこにお店屋さんがあります。イサミヤさんが、あそこに車がとまっています。学校の指導では、生徒には登下校は自転車をおりて押していくようにという指導があるわけです。だけれども、生徒たちはおりていかない生徒もいます。

たまたまあそこに車が停まっていて、三、四人で横のまま走っていく。対向車は後ろから来る。その中に自転車がサンドイッチになるわけです。当然子供たちの危険はそこにあるわけですけれども、やはり危険を察知したときには、停まっているほうに恐らく倒れるのが普通だと思いますけれども、もしそこで倒れたときに、車に傷をつけたり支障を起こした場合には、だ

れが弁償をするのか。また、中学校では自転車はどんな保険に入っているか私は知りませんが、みんな親御さんが負担をするわけです。そういったことも聞いております。

やはり実際車の運転手に注意をされた子供もいます。去年卒業した生徒も多くは2回注意されたと、そういう例もあります。しかしながら、子供たちはやはり部活、早く終われば早く家路に帰りたいですね。だから、そういう指導は学校も行っておりますけれども、早期に拡張工事をお願いしたいと、こう思います。

それから、町長にちょっとお願いしますが、あそこの裏のところに官舎がもとはありました。今も小屋が建っています。あそこは何坪あるんですか。それから、今度あそこの用地はこれからどのように活用をするのか予定はありますか、ちょっとお願いします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご指摘の教職員住宅、この面積は360平米です。約110坪あります。これにつきましては、昭和48年に建てたもので、現在は一部倉庫として使用しておりますが、老朽化が著しいため、中学校の体育館の改善とあわせて解体を予定しております。その後の活用については、建設環境課、教育課と協議してまいりたい、そういうふうに考えております。

7番（小川 征君） 0202号線に関しては、町の議員さんも以前質問をしてあると思います。JRの排水管もあわせて検討しているわけですが、場合によっては公共施設との交換も考慮すべきではないかと、私はこう思います。これはなるべく都市計画と言わないで早期実現をしていただきたいと、こう思っております。

次に、安全対策という観点から、国道128号線の交差点改良についての要望をしておりますけれども、128号線に関しては県・国の管理であることは重々承知しております。これは大変なことです。これから連休、夏の交通渋滞、歩行者の安全対策の観点から右折帯を設ける必要があるのではないかと考えますが、町は今まで国・県に要望をした経緯があるのか、また、これから申し上げる3カ所についての必要性について、どのように考えるかお伺いしたいと思います。

1カ所目が、今話した町商工会の前、町道0204号線への進入のための右折レーンでございます。岩和田方面から国道入り口路線との安全を考えて設置をお願いしたいと思います。

2カ所目は、須賀のセブンイレブン御宿店前から町道0108号線への進入のための右折レーンでございますが、御宿台の人口の増加からますます増えてきまして、大型車が久保のガードをくぐるのが困難なことから、部田前の道路を利用する車の量が大幅増えてきました。大型

車が右折待ちの場合は、須賀三叉路の交差点内、また車が動かない状態になっておりますが、そのことが町内の慢性的な渋滞につながっていることになるわけでございます。その観点から、特に商工会前、岩和田から商工会前を通過、今話した中学校のところに入るところ、停止線もでございますけれども、停止線が余りにも近くで左折右折する、そうすると中学校側から来て右折するというところでございますと、車がつながっちゃってあそこで渋滞しちゃうわけです。危険が伴うわけですが、ちょっとその辺をご説明願いたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） ご指摘の3カ所につきましては、これまで右折レーンの設置について要望をした経緯がないのではと考えています。

右折レーンの設置につきましては、現在の国道交通量に対する必要性の検討、また計画設計には用地買収、移転補償など地権者の協力が必要になってくるということで、これが一番の問題でございます。

また、過去に右折レーン設置の計画等も一部にはございました。実現の可能性を検討した結果、計画変更したという経緯もございます。

ただ、今回の小川議員のご質問に関しては、いずれにしましても地元地権者の協力が不可欠なことから、地元協力の可能性等を含めて検討、協議をしていきたいと考えます。

7番（小川 征君） わかりました。

それでは、もう1カ所でございますけれども、浜の式田商店からちょうど0101号線に進入のための右折レーンでございますけれども、この路線に対しても、今課長が答弁された中でも、大変混雑、困難なところでございます。あれは漁業組合の敷地も絡んでおるとは思いますけれども、やはりこれからの整備には本当にあそこが一番の難所だとうございまして、早期に国・県に対する要望をしたいと思いますが、どのような方法でこれから対処するか、あわせて今の課長が言いました答弁の中で、できるだけことは早急にしていただきたいとうございまして、おるところでございます。

続いて、質問の第2の町防災、修理及び交換についてでございますが、町の防災無線は緊急時になくってはならないもので、同時に町民に告知する方法として手短なものと思っておりますが、放送の活用についてなかなかわかりづらいところがございますので、防災放送のできるものとのできないもの、しなくてはならないもの等が今後の活用としてNPOの団体と町民に対処した事業の実施の有無の放送と犬猫の捜索の放送など放送の基準というものの具体的な説明をお願いしたいと思います。

また、防災無線の活用内容を町民に理解できるようなお知らせも必要ではないかと考えていますが、どうでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 防災行政無線についてのご質問でございますけれども、現状としましては、朝、昼、夕に月の沙漠のチャイム放送をお願いしております。これは有事の際に設備が正常に作動することを確認するためのものであります。また、一部行政機関の緊急性、重大性、公益性などの観点から、行政連絡の手段として活用してございます。

基準につきましては、防災行政無線の通信事項のとらえ方として、災害対策基本法等の防災関係諸法令に基づく通信と地方自治法に規定する地方行政事務に係る事項に分けられております。このことから、地震、台風等の非常事態及び人命に関する緊急事態の放送、町からの行政事務にかかわる放送を現在行っておりましてあります。

NPO団体等町民を対象といたしました事業の実施の有無、また今ご指摘のございましたように犬や猫の搜索の放送につきましては、一般行政事務連絡に係る放送に含まれるわけですが、防災無線は環境などと異なり緊急性、重大性、公益性などの低い内容の放送につきましては、騒音公害としての苦情がこれまでも寄せられております。行政連絡のすべてを放送するのではなく、実施、改正までの期間があるものにつきましては、お知らせ板、広報等を活用するなど放送の必要性を精査し、対応していきたいと思っております。

ペットの搜索放送につきましては、前回の総務委員会でもご指摘を受けてございます。今日、ペットにつきましては、犬、猫に限らず、猿、豚などさまざまなペットが飼育されていることなど、飼い主の管理を徹底していただくなど周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

今後は、ペットが凶暴など人間に危害を加えるおそれがある場合などを除きまして、放送は控えてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

7番（小川 征君） はい、わかりました。

それでは、もう一つ、防災無線関連で家庭用の個別受信機に対してお伺いしますが、防災対策や予防の点から考えて、防災無線の重要性を充分認識しておりますが、町民が安全で安心な生活をというので、行政機関や町が率先して社会福祉に心がける必要があると強く思っておりますが、さらに御宿は太平洋に面した町でありますので、津波や地震情報など情報伝達のスピードが最も重視されることとなります。

ところが、各家庭の情報伝達の手段としても最も効果を発揮すると思われる戸別受信機が、設置後十数年が経過をしております。かなり老朽化により音声が届きづらくなって、故障をし

たり、本来の機能を充分果たしていない状況にある家庭が多いと思われませんが、まず戸別受信機の必要性和各家庭の状況について町はどのように把握して認識しておりますか、また、今後の整備についてはどのように考えておりますか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 防災無線の戸別受信機につきましては、昭和63年に防災行政無線局の整備とあわせて申し込みのありました世帯へ設置をしてございます。現在のところ、3月8日時点で申し上げますと、1,997世帯に設置をしてございまして、設置率で申し上げますと58%というような状況にございます。

ご指摘のように、整備後22年を経過してございまして、電話等で故障等の連絡が相次いでいるという状況にございます。この故障の主なもの、原因の多くは、長年電池交換を行わないことによる液漏れ故障、また台所等に設置いたしますと油汚れ等日常点検により未然に防げる故障を多数含んでおるということでございます。

このようなことから、今後は、地震、台風等の有事の際、防災に係る重要な情報手段でございますことから、防災週間などを通じまして、広報紙等を通じて戸別受信機の故障時の対応、簡単にできる日常点検などを掲載するようにしたいと考えております。

今後の整備につきましては、防災行政無線局のデジタル化とあわせて検討をしていきたいと考えております。この防災行政無線のデジタル化につきましては、大変多額な経費を要するというところでございまして、県内でもまだ10%程度の整備率ということを知っております。今後、この安く上がるようなことを国・県にも要望をしまいたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

7番（小川 征君） 各町村、特に隣のいすみ市あたりでは、老朽化した戸別受信機を無料で新しいものと交換しているような状況も聞いておりますが、御宿町は先にお金を出して買ってもらった戸別があると思います。でも、これからはやはりそういったところを少しでも町が補助を出して、正しい受信が聞こえるようにしっかりとその手段をとっていただきたいと、こう思います。

これからも、その防災無線の、今課長が述べました修理ということでございますけれども、実際を見てみますとそんなに難しい構造ではありません。私も直した経緯がありますけれども、そういったできるところはいいですけれども、できないところもございまして、ひとつその辺を充分考慮していただきたいと思います。

それから、最後に、この戸別受信機も一部3カ年計画でデジタル化を考えていると書いてあ

りますけれども、これはこれから先そういったことを考えておりますか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 先ほども申し上げましたように、デジタル化につきましては、事業費は試算で申し上げますと2億6,400万円ほどかかるということであります。操作卓3,000万円、固定局8,400万円、戸別受信機が1億5,000万円と、これは3,000世帯で換算をした内容になっておりますが、こういった行政需要に対応するには、まだ財政事情が許す状況にないかなということで、先ほど申し上げましたように、この整備費用をできるだけ抑えていただくようなことを国・県を通じて要望していきたいというふうには考えております。そういう環境が整った段階で、整備を図ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

7番（小川 征君） この間も国のほうから津波の経緯を放送されました中で、確かに岩和田漁港におきましても、30センチから40センチの潮位がありました。うちの近くが海でございまして、やはりそういった兆しが3回くらいありました。潮が引いてずっとときて岸壁まで来ました。そういった関連であそこにサーフィンの方々が、消防、警察、町の皆様がサイレンを鳴らしても一向に上がってこない。やはりもっとサーファーにも本当に聞こえるようにできないものかと、ああいったことが災害につながるわけでございますので、その辺の配慮をこれからもしていただきたいと、こう思っております。

続いて、最後の質問でございますが、産業の安定化対策についてお伺いします。

産業関係につきましては、身近に各種の方々がおりますので、いろいろな状況を聞くことができます。でも、このような中でこのところ産業の不振は今までにない底冷え感があるようでございます。都市部と地方で言う時間帯の格差があるようでございますが、農業、漁業、中小企業等の産業を取り巻く状況は、一段と厳しい状況になっております。

そこで、政権交代により新政権石田町長が誕生したわけでありまして。町、県の産業振興施策はどのように変化しているのか、なかなかわかりづらい新年度予算案ですので、読みづらいという回答に終始するのではなく、行政のプロとしてどのような傾向になるか、予測でも結構ですので、最新情報を各業種によってお伺いさせていただきます。

また、町は、どのような状況の中で産業振興をどのような対策をもって対処していくのか、実施計画などを盛り込んだ施策はあるか、ご説明をお願いします。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘のとおり、依然として厳しい経済、雇用状況

が続き、さらなる景気の悪化があると懸念される状況の中、国・県では経済雇用対策を実施する必要から、中小企業振興資金の融資枠の拡大や緊急雇用対策の拡大を図られた状況でございます。

御宿町においても、中小企業振興資金の制度や緊急雇用制度、ふるさと雇用制度などを積極的に活用しながら、雇用の確保とあわせて地域の活性化を図りたいと考えています。

また、新政権、国の政権では、ハード事業からソフト事業へと事業転換があり、農業政策では米の戸別補償制度を行うため、中山間地域総合整備事業などの補助金枠が国全体で約63%の大幅な補助金額の減がありました。今年度実施を予定しています中山間総合整備事業や岩和田の漁港整備事業及び冷蔵庫の更新事業などの当初予算への影響はなかったと聞いております。

平成22年度につきましては、磯根漁業の漁獲量の安定を目的とした種苗放流事業をより効果的に実施するため、磯根の環境保全が重要と考えており、平成23年度に漁礁の設置事業の調査という形ではありますが、その前にカジメの老木刈りの継続実施するほか、漁業者や関係団体と話し合いを行い、将来に向けた現在アワビの漁獲等に影響を与えると漁業組合から聞いておりますので、L型漁礁を効果的に設置する箇所などを協議したいと考えています。

また、漁業者の経営の安定化や経営基盤のための利子補給などを継続的に実施する予定で考えていますので、よろしく願いいたします。

7番（小川 征君） それで、お気づきの方がいると思いますけれども、私はこの前似たような質問を平成20年度にしておりますが、そのときには産業対策として燃料費に関する補助を町が積極的に実施してくれた経緯があります。今、御宿岩和田漁協の漁船の漁場は、まだカツオのシーズンではありませんけれども、これからカツオのシーズンになりますと、銚子沖また八丈のほうまで行くわけでございますけれども、最低でも300リットルドラム缶1本半もしくは2本ぐらい使います。今、燃料費はリッター2月19日現在で82円の価格でございます。一番高いところで10月が123.5円と、それが11月が117円、12月が103円、1月が83円、2月が83円、3月が約79円、4月が76円と、2月19日現在が今言った82円でございます。

前回の燃料費を補助した場合と同額になった場合を考えると、漁業後継者も本当に不安を隠せないということで、若い後継者たちは本当に一生懸命頑張っております。この状況を勘案し、町は今後どのような危機が訪れた場合、どのように補助してくれるという考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、議員のご指摘のとおり、平成20年度御宿町漁業支援事業交付金制度という形で、10月から支援事業として100万円ほどの事業を実施したところです。この際、総合的な支援事業として行ったんですが、結果的には執行率約61%という結果でございました。その一つの大きな理由としては、漁業日数が当初予定したよりも少なかったことが要因と思います。

そういうことで、現在も国の施策の中では正式には決定しておりませんが、燃油高騰対策としては、政府税政調査会では、ガソリンの価格が1リットル当たり160円を上回った場合にはガソリン税の暫定税率を停止し、1リットル当たり130円を下回った場合には25円の課税をするという答申がされ、これはまだ決定されておりませんが、町としてはこういった状況を考えて検討しながら、国・県の動向を注視しながら各産業の偏りのない施策を今後とも検討をしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

7番（小川 征君） 課長のおっしゃるとおり、よくわかりますけれども、これからシーズンを迎えます。また油の高騰が考えられますけれども、町としても少しでもいいから補助が出るように対策をしていただきたいと、こう思います。

それで、最後でございますけれども、町長が今本当に御宿岩和田の漁業、磯根対策に本当に乗り気でおりますけれども、岩和田漁業組合長ともいろいろなお話をしてきたと思いますけれども、この去年の12月アワビ、サザエは金額で岩和田が578万6,000円、御宿は411万9,000円、合計で909万5,000円の水揚げでございます。平成20年度におきましては、43,392万2,000円の水揚げでございます。これはやはりいろいろ考えて磯根等が随分左右されるわけでございますけれども、町長もいろいろ漁業会に尽力して、いろいろと配慮をしていただいたわけでございますけれども、そのような観点から、どのようにこれから漁業、このアワビ、サザエの水揚げに関してどのようにお考えになっているか。去年あたりは一番高いときでアワビが1キロ2万2,3千円しました。今では海のダイヤモンドでございます。

その半面、イセエビは増える一方で、増えるというか、あれは肉食でございますので減るということは余りないわけでございますけれども、確かにアワビ、サザエはこれから重要なものでございます。お金の換算しますと、やはり一番高価なものでございますけれども、町長これからの漁業対策としてどうお考えでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 先ほども課長の答弁の中に少しありましたが、アワビの漁獲量の増量につきましては、漁業者あるいは組合長さんともいろいろ協議したんですが、漁礁の設置を

今後は考えております。磯根資源を保護をしていくのは当然のことなのですが、なかなか沿岸といいますが、岸に近い磯根がかなり荒廃している、そういう状況が見られるわけです。同時に、当然生活排水等に対する対策もございますが、今までの経験からいきますと、組合長さんもおっしゃっていましたが、漁礁にアワビが張りつく、非常にそういうケースが多いので、それは投入する箇所を事前に調査をしなくちゃいけないんですが、まずそれを行って、漁礁の投入をベースに考えて、同時にアワビの漁獲量を高めていきたいと考えております。

そういうことで、磯根資源の保護につきましては、その都度具体的な施策については漁業者の皆さんと相談しながら、協議しながら進めていきたいと思いますが、これは強く言われておりますが、今こういう社会経済状況の中で、地域の再生を図るのはやはり漁業とか農業の第1次産業なんじゃないかと、このことが広く今言われています。そういう意味では、私も漁業、農業にこれから充分に皆さん方のご意見を伺いながら力を入れていきたいと思っております。

以上です。

7番（小川 征君） 町長の深いご理解どうもありがとうございます。

県のほうの調査によりますと、伊ワシからノリの養殖までありますけれども、やはりアワビに関しては、今は千葉県が3位で157トンになっております。山口県のほうは106トンということで、やはり一番多いのが岩手の521トンというような数次が出ております。

これからも漁業整備にあたって、大変な投資もいると思っております。やはり私もこの前にも言っておりますけれども、海は、磯根は掃除をしなければ貝類、また生き物も育たないわけです。やはりいろいろゴルフ場の建設のためにあたって、磯根は子孫の財産だということも聞いております。その磯根に関しては、やはり漁業に携わる人は本当に命の次に大切なお金でもうかるところでございます。

それで、私は最後をお願いしたいのは、今、話した漁業、磯根の整備でございますけれども、できるだけ団体の方々、それから私がこういうことを言うとしかられちゃうかもわかりませんが、あの木をどこに捨てるのかと。これは私は何年か前からこの話をしましたけれども、やはり町と組合と漁業関係者が、もっと充分なお話し合いをしまして、あのごみを禁漁区にしているというのは、これは何ですか。売店のあのごみがあるから、入り網のごみだけではないと思っておりますけれども、売店をやっている人もいます。自分の前を一生懸命に朝はね、木を片づけているんです。また、町の職員がその木を片づけているそばから出しているわけです。町もあの木をどういうふうなところで処分をしているのか私も知りませんが、やはり次代を背負う方々の本当にお金もうけの一番の高額なものでございます。アワビ、イセエビ、サザエ、

その件に関しても充分お話をさせていただいて、漁獲を増やすように話し合いをさせていただいて、これから漁業を充実させていくようによろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。長時間にわたりご清聴ありがとうございます。

(拍手)

議長(新井 明君) 以上で、7番、小川 征君の一般質問を終了します。

ただいまより午後1時30分まで休憩といたします。

(午後 0時21分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

瀧口 義雄 君

議長(新井 明君) 12番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

(12番 瀧口義雄君 登壇)

12番(瀧口義雄君) 議長の許可がありましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

3点ほど通告してありますけれども、まず観光関連の質問を3点ばかりしたいと思います。

先ほど、貝塚議員が本年度予算の総論を聞きましたので、私は観光関連の概論ですか、各論を聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、その3点です。駅前案内所建設に伴い観光業務、特に観光協会法人化について。2点目は、植栽事業です。先ほど予算が配られましたけれども、繰越明許で150万円、本年度予算で78万円の予算がついております。3点目は、観光施設の設置要望ということですが、足湯の設置に対する要望でございます。この3点を主に聞いていきたいと思います。

まず、観光行政に対する今後です。これについて聞いていきたいと思います。

御宿町実施計画によれば、総事業費1億1,219万円、平成22年度3,543万円の確認を含めて今後どのような観光立町を目指すのか、まず執行部の考えをお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長(新井 明君) 石田町長。

町長(石田義廣君) これから、どのような観光立町を目指すのかということですが、簡潔に申し上げますと、私はかねてから申し上げておりますが、御宿町観光発展のため

に御宿町の持つ最大の特徴を生かし切ることだと考えております。最大の特徴とは、この美しい自然資源であり、ドン・ロドリゴの史実や月の沙漠に代表されます数々の豊かな文化資源で、これらの数々の資源を活用し、掘り起こすことが非常に大切であると思います。あわせて、人情味豊かな人間性、おもてなしの心を醸成いたしまして、観光の町御宿町を立て直していきたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） 大変簡潔明瞭でございました。

続きまして、観光協会法人化に伴う問題ですけれども、まず駅前案内所に関してですけれども、まず観光協会の法人化に伴い、町はどのように支援していくつもりなのか、また、今後、今までの観光協会に委託した事業についてどのように進めていくつもりなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、まず初めに、御宿町観光協会が法人化を進めてきた理由からご説明をさせていただきたいと思います。

現在の御宿町観光協会は、みなし法人として位置づけられ、あくまでも契約や財産などは会長個人の契約や財産として法律上は扱われる。事故などが発生した場合には、個人の責任となり、多様な人間社会での個人的責任の範囲が大きくなっております。また、理事が協会活動を行う場合も、このようなことが想定されます。

一方、社団法人化することによって、法人化を行う契約上の責任については、原則として理事が個人責任を負うことはなく、法人は理事とは別に人格を有しているため、法人の責任は基本的には全面的に法人が負うというものです。事業主体としてのまた信頼性の向上が図られ、口座の開設や契約行為を容易に行うことができ、協会自体の体質強化につながることなどの理由から、現観光協会理事会に議題として上程され、承認され、その後法人化検討委員会が設立され、今年2月23日付で正式に法人登記が終了したと伺っています。

また、協会の経営は、原則社員の会費によって運営されるものですが、現在の観光協会は年々減少傾向にあり、10年前と比較すると約290万円以上の減収となっており、観光協会の会員の多くは宿泊業関連者で占めており、宿泊業組合においても同じような状況が推測されます。

また、法人化検討委員会では、宿泊業を部会として組織を存続し、会費を一本化することによって協会費及び宿泊組合費を払っていた会員は、負担する金額が減となり、かつ協会の会費は現状維持となり、景気の低迷の折、会員としても理解しやすい状況と考えております。

また、職員につきましては、原則旧体制時の職員を雇用する方向で検討はされております。

また、会員の募集につきましては、1口2,000円としているため、4月以降の役員総会を経て広く一般住民を含めた会員の募集をすつと伺つております。

また、事業方針につきましては、今回の定款の事業目的に沿つて、旅行業法に基づく観光客のあつせんを中心とした業務展開を進め、宿泊や飲食並びに観光関連業とも綿密なつながりがより深まる事業が進められるものと考えています。

その大きな理由といたしましては、法人での理事の役割は、経営責任者であり、運営方針などは理事会の合議制で決定するため、多くの関係団体から理事会のメンバーが構成されている理事会であるため、既存の業界を脅かすような事業運営はできない環境となっております。

町からの委託事業についてですが、あくまでも事業主体は御宿町であり、委託者として委託内容についての協議は従前どおり行うことができ、また法人化によって、行政と協会の役割分担が明確化され、今回の本年度予算方針の一つであります協働の町づくりを進める中核的な組織としての機能を果たすものと考えております。

具体的に、当初予算の委託内容につきましてご説明しますと、これまでの観光企画作成委託、駐車場料金徴収業務委託、海水浴場監視業務委託等につきましては、職員の事務処理経費分としての応分の負担を計上させていただいております。

以上でございます。

12番（瀧口義雄君） そうしましたら、まだ観光協会の新しい建物は着工しておりませんが、現在の案内所を使用している宿泊関係の方々等の理解、あるいは合意が得られたのでしょうか。大変その辺が心配されております。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 現在の観光案内所は、議員のご指摘のとおり、2つの団体が使用しておりますが、景気の低迷等から、先ほども申し上げたとおり、会費、会員数も年々減少し、法人化する協会の宿泊部門として組織を存続し、法人化する業界の経営の柱として考えております、宿泊業のあつせんを行うことや、電話料、また観光協会で行っていた観光宣伝業務などを、両団体が別々に実施していたことなど経常経費が圧縮され、運営経費の一部として補てんできるなど、昨年からの宿泊業組合の会議や宿泊業組合総会の時間をおかりしまして、以上のような内容を法人化検討委員会の委員長などの説明をされた状況下では、出席した宿泊業組合の会員はご理解があったものと考えております。

12番（瀧口義雄君） そういう中で、今、諸団体からの理事を選任して、業界と競合するようなことはあり得ないという形の答弁がありましたけれども、理事選はどのような形で行わ

れるんですか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 理事選任につきましては、原則社員からの推薦であります
が、今回、初めての法人化に伴いまして、今回の場合は、観光協会の現役員の中から法人登記
までの間、設立理事5名、監事2名を選任し、先ほどの説明と重複しますが、2月23日に正
式に法人登記が終了したと聞いています。今後予定しております1月中に、昨日も行ったん
ですが、各種団体からの推薦をいただいた14名の代表を含めて協議し、より多くの意見を聞き
取り入れるため、追加理事を含めて今後協議すると伺っております。

12番（瀧口義雄君） わかりました。

観光協会も長い間の歴史がございます。そして、今まで観光協会を支えてきた人たちですね、
団体も含めて、今後の支援、これはどういう形で取りつけていくのかと、また、この法人化に
伴う周知ですね、それをどうするのかと、これは町外の会員もいらっしゃると、町内の方もい
らっしゃるという形の中で、どういうふうな周知をしていくのか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 法人化を進める上で、昨年5月の観光協会総会の協会員
すべてに法人化検討の通知を11月中旬に改めて町内外の会員すべてに御宿町観光協会の法人
化検討について、会員からのご意見などを伺う手紙を送った結果、数名からの電話の問い合わ
せ、意見があったと伺っています。このようなことから、現観光協会員は、法人化については
理解しているものと考えております。また、問い合わせについての内容につきましては、観光
協会に加入していてもメリットが少ないと考える商店主から、3件ほどの脱退の届けの旨の
電話があったと伺っております。

12番（瀧口義雄君） ぜひ、脱退の人も再度この趣旨を説明して、戻っていただけるよ
うな形がとればよろしいのではないかと考えています。また、観光協会と町観光推進をどの
ように組み合わせていくのか、また新年度事業とその効果について説明願えればと思っていま
す。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 観光協会の法人化に伴い、今回、議員については公職選挙
法の寄附行為に当たることが懸念されること、また、公務員などは利益の相反行為が懸念され
るなどのそういうことで、原則役員にはなれないということになっています。法人化としての
人格を持つためには、正式な理事会を要請、議会推薦議員が今までのように理事会へ出席はで

きなくなり、観光協会は町に観光振興を推進する上で重要な団体であるため、行政、議会代表及び協会役員などで構成する、これは仮称なんですけれども、行政連絡協議会を設立し、観光協会と町の観光の調整を図りながら観光振興を進めていきたいと思っております。

また、新年度の事業についての効果ということでございますが、ふるさと雇用を活用したルートづくりや観光メニューづくり、また今年度も実施しておりますが宿泊業のおかみさんを中心に実施する観光客受け入れ、おもてなし事業、また緊急雇用を活用した今回新年度予算でもお願いしてありますが、観光イベント等の顧客満足度調査などを実施し、より観光地としてのさらなるレベルアップを図り、観光客の増加を図りたいと思っております。

12番（瀧口義雄君） まだできていない話なんだろうけれども、駅前観光案内所ができ上がった時点で、管理あるいは活用方法を具体的に説明願いたいと思います。また、いつごろ完工するのか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 駅前観光案内所は、3月の定例会の補正予算の中で繰越明許をお願いしているところですが、建物は6月中に完成を予定しています。

また、駅前観光案内所の完成後の管理方法は、議員協議会及び産業建設委員会でご説明をいたしました。御宿町が建設した公の施設であり、行政以外が観光案内所を管理運営するためには、制度上指定管理者制度を活用した方法が通常考えられる方法と考えております。また、観光客が直接影響する団体が指定管理者制度を活用した観光案内所を行うことによって、新たな拠点として観光客や住民ニーズの向上が図られるものと考えております。

12番（瀧口義雄君） それと、もう一つ、駅前観光案内所建設に伴う総予算、それと前の議会ですか、貝塚議員が要望されておりましたソーラーパネルはどうなるのかということです。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 駅前観光案内所は今回追加補正でお願いしております。内容につきましては、サイン工事、埋め立て工事、外構工事、舗装工事、また産業建設委員会、また貝塚議員からも要望がありました太陽光発電設備の工事を受けまして、追加工事として約1,130万円、また総予算としては、工事費で3,470万円で、これを活用しまして住民や観光客が気軽に訪れる観光拠点として考えております。

また、駅前整備の件ですが、駅前整備につきましては、駅前観光案内所建設に先駆けて盛土工事を実施する上で、線路用地の一部を埋め立て申し出とあわせて旧観光案内所がJR東日本

からの借地でしたことから、返還の手続きを含めてＪＲ東日本千葉支社と協議した結果、線路用地の承認とは別に、旧観光案内所取り壊し移転後に駅前観光広場の協議を行うよう申し出がありました。それによって再度協議が必要となっています。

また、前回協議した状況としましては、現在建っているＪＲ用地は駅前広場として位置づけられてはなく、事業用地として伺っております。事業用地の場合は、通常のＪＲ東日本の考え方は、事業用地内をフェンスで仕切る場合や占用料が発生する可能性も想定されますので、この案内所付近の歩行者の安全なども考慮しながら、慎重に協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

12番（瀧口義雄君） まず、駅前にフェンスをやられても困りますよね。一帯の広場として交通安全、特に歩行者ですね、観光客の安全を図る形で進めていただきたい。そして、あそこに駐輪場がございますね。あれも町でつくって占用料を払っていると、地代を払っているとそういう形が想定されるのかなと思いますけれども、駅と一体の話ですから、その辺は考慮して話していただければと思っています。

それと、ソーラーパネルを設置するという考えがあるようですから、これは公共施設に関しても敷衍した考えを持っていけるのか。例えば、今回予算にのっています月の沙漠の前の複合インフォメーション施設ですね。そういうものに設置するのか、今後、平成24年、25年ですか、中学校の屋内体育施設、そういうものにもソーラーパネルを設置するようなお考えがあるのかどうか、その辺をちょっと、だれでもいいんですけれども、ありましたら。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ソーラーパネルの設置について、公共施設に今後どういう対応をしていくのかということでございますが、私といたしましては、地球環境時代でございます、太陽光発電を初めといたしまして環境エネルギーの活用は大いに念頭に置いて検討させていただきたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） はい、ありがとうございます。

また、小学校の屋上もあいておりますことなので、学習の一環を兼ねて、今後予算的なものもございましょうけれども、ぜひ考えていただければと思っています。ありがとうございます。

そういう中で、観光協会が法人化されたとはいっても、まだ町の手を離れてひとり立ちというわけにはいかないと思います。行政、また一般の人、議員を初めさらなる協力をして、協会がひとり立ちできるようにぜひ応援していただきたいと思います。

それから、今度は植栽についてお聞きしますけれども、先ほども言われましたけれども、予

算ものっております。そういう中で日本桜の会からも桜をずっといただいております。また、今年はいろいろなところでも桜を植えております。ただ、そういう中で偕楽園の梅も、熱海の梅園も、高藤の桜も、吉野山の桜も、大変気の遠くなるような時間と多くの人の思いがあって今の状態があるのではないかと考えています。

御宿町もずっと昔から桜も植えております。ただ、それが一向に実を結ばない状況でございます。確かに植樹はしておりますけれども、なかなかいい形にはなっていない。何年か前ですか、七、八年前、公民館の前の清水川の護岸の工事でせつかく立派に育った桜を切るという話を聞いておりましたので、たまたま知っておりましたけれども、それを知りまして御宿町の噴水公園のところに業者の協力を得て、また西武の管理事務所の協力を得て移動をしたんですけども、時期的なもの根回しが充分でなかったという中で、何年かしてせつかく移植したんですが枯れてしまいました。

やはり植えた後のメンテ、それと植物ですから諸事情がございましょう。そういう中でこういう計画案と、町としてはこの植栽をして、観光にも、また緑の町としても大変有効的だと思いますけれども、桜だけではなく、梅の木もこれは二度楽しめる。花が咲いてまた実がなると、また実もいろいろと使い道があるということで、ぜひ梅も考慮に入れて、今後この植栽事業に進めていただければと思います。そういう中で、この植栽についてお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、これまでの植栽につきましては、観光協会や住民の皆様によるボランティア活動によって、桜の苗木の植栽を進めておりました。しかし、現行ではさまざまな種類が混在して植栽化されている状況でありますので、今後、より統一した植栽を進めたいと考えております。

新年度も日本桜の会から贈呈をいただいた苗木の植栽、また公民館前清水川沿いにつきましては、桜の植栽事業、また昨年も行っていましたが林道打越線の植栽事業、また高山田地区で行っております農地・水環境保全事業で実施していきたいと考えています。

議員のご指摘のように、梅につきましても、開花時期が1月から2月と桜より早く、また寒い時期に花のない季節の景観整備には最適と考えています。

また、菜の花やニホンスイセンなどとあわせて花の回廊をつくりたいと考えております。全体的な桜の植樹計画につきましては、仮称町づくり委員会で桜の植樹計画を検討していきたいと考えております。

以上です。

12番（瀧口義雄君） 去年ですか、松崎議員の関係でメキシコの松をいただいて保存してあるということを知っておりますけれども、これはどういう形をとるんでございましょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 昨年10月ですか、日墨協会から贈呈されたメキシコ産松の植栽につきましては、今回の当初予算にも計上しておりますが、苗木の植栽場所については御宿台ワイルドフラワー、町有地へ4月から5月をめどに、住民参加型で植樹の計画をしたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） 木ですから、長い年月かかります。そういう中で土地利用を十分に考えて計画を練っていただきたい。せっかく植えて育て、また土地利用が変わったと、町長がかわろうと、時代が変わろうとすくすく伸びるような形の計画を、また植栽後の管理も十分にしていきたい。

その最後ですけれども、その植栽の管理、植えた後どうするのか。ボランティア、ボランティアといいますけれども、ボランティアを編成していきます、そういう中で恒久的な管理をどうしていくのかということは、ちょっとその辺だけをお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 基本的には、議員がご指摘のとおり、ボランティア、また各種団体、それぞれの区等をお願いをして進めていきたいと思っておりますが、その中でも幾つか各課で予算、例えば観光予算の中では障害者自立支援法に基づいた施設のほうへ委託したり、そういったことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（瀧口義雄君） では、次に移ります。

予算にものっておりますけれども、国際交流事業、メキシコ使節団派遣事業225万円というのがっておりますけれども、これはどういう形で実施されるんですか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 2010年メキシコ合衆国で実施される外務省主催の日墨交流400周年記念事業に向け、メキシコ合衆国の独立記念日の9月16日前後に使節団を検討しております。

メキシコ使節団派遣事業につきましては、事業内容としては、旅費、また土産代、また使節団がメキシコ滞在時の経費代として当初予算に計上をさせていただいております。今後の予定としましては、5月中に国際交流協会や昨年設立されました御宿アミーゴ会などに協力をお願い

いするとともに、一般町民の参加募集を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（瀧口義雄君） 大変金額の張る話ですから、お金が右から左というわけにはいかないでしょうから、早目の周知、募集要項等をまとめて広報に掲載していただければと思っています。

続きまして、温泉町おこし事業について、具体的にはその足湯の設置についてという、観光協会長から要望書が提出されていると思いますけれども、足湯は住民の健康増進につながるばかりでなく、町民と観光客とのふれあい、コミュニケーションをチラシやポスターでは伝え切れない御宿の魅力、情報発信の場所としても十分な役割を果たすことができるのではないかなと思っています。

先月の2月21日の春のイベントで、沙漠会館の階段の上で試験的に足湯の実験が行われましたけれども、大変好評だと聞いておりました。幸いに御宿町内には2カ所の温泉施設がありますけれども、その2業者とも大変好意的だと、協力的だと聞いております。ぜひこの辺を考えて、財政大変厳しい折だと思いますけれども、設置要望が来ております。また、観光の起爆剤として、また町民のそういうコミュニケーションの場所としても十分に使えるのではないかな。

昔、僕らはよく思ったんですけれども、岩和田の角角におじさん、おばさんたちが寄っつきばって話していました。そういう場所が失われつつあります。また、御宿の砂浜もよく散歩をしている人もございました。町民のそういう形での利用も可能です。観光の利用も可能です。ぜひその辺で答弁願えればと思っています。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 温泉の町づくり構想という形で、町長のマニフェストにもございますが、全体的には仮称町づくり検討委員会のほうで検討することを考えています。

また、議員のご指摘のとおり、御宿町の観光協会長から御宿町また議会に足湯施設の整備に関する要望書が提出され、先ほども議員のほうからありましたが、イベント、春一番御宿海の花祭りの特設スタジオで、仮設の足湯が急遽観光協会で作成され、使用された方につきましては大変好評だったと思います。

足湯は、新たな御宿町の観光における有効な手段としては理解しておりますが、設置場所や管理運営方法などを充分協議しながら、可能な方法があれば検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（瀧口義雄君） 町長、この辺についてはどうですか。町長も温泉で町おこしとい

う考えを持っていらっしゃるということなんですけれども、どうですか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 先般、ふれあい観光拠点としての足湯施設に関するご要望をいただきまして、非常にありがたく思いました。課長が言っていましたが、温泉町おこし事業の第一歩を踏み出すものと考えております。この温泉町おこし事業の全体について、これから検討に入りたいと思います。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

大変、先ほどの答弁にもありましたけれども、財政的に厳しい折ですけれども、ぜひ町おこしの一環として考えていっていただきたいと思います。

3月3日に勝浦のビッグひな祭りも終わりました。御宿町でも、婦人部の方が大変長い間地道に積み上げてきたつるしびながやっと成果を見て、大分人が集まって、今年は9,000人ぐらい集まったという話も聞いております。そういう中で、このつるしびなについて今後どうされるのかということ、これは婦人部の活動でございますけれども、その辺この公共施設も利用してという話も聞いております。その辺で担当課長。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 「おんじゅくまちかどつるし雛めぐり」は、商工会女性部の活動として平成18年度から開催し、年々見学者が増えている状況です。今年度は第4回目となり、2月18日から3月3日の14日間、メイン会場、ハナフジ店を中心として約18店舗で開催される。メイン会場では、議員もご承知のとおり、約9,000人、1日当たり平均すると624人の見学者があったと聞いています。この予算につきましては、商店振興会が女性部と協働により千葉県みんなでつくる商店会モデル事業に応募し、2カ年連続採択された事業で行ってきました。

2カ年連続採択された事業は珍しく、平成23年度については非常に難しいのではないかとそういうこともありまして、平成22年度はふるさと雇用事業を活用して、新年度予算にも計上してある、「御宿ウェルネス計画事業」につるし雛作成委託を含めて計上しております。

また、公共施設については、可能であれば公民館や民宿の体験事業及び公共施設での展示や役場などで展示が可能かどうかを、女性部、これはあくまでも女性部が主催でやっておりますので、女性部と慎重な協議を行いながら検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

一つのイベントというか、一つの事業として成り立っていくような形ができてきましたので、ぜひ行政のほうも協力してやっていただければと思っております。これで観光関連の質問はたん終わりにします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 初めの質問について1点だけ、ちょっと前後して申しわけないんですが、お答えをさせていただいておきます。

観光協会の法人化に伴って、町はどのような支援をしていくのかということでございますが、観光協会が社団法人として設立されていくということは、これからの観光行政を考えた場合、大変喜ばしいことだと考えています。これからの観光を例えて申しますと、発展の基礎、土台の枠組みができたのではないかと考えております。

これからも、まず第一に、この基礎固め、土台固めをしっかりと行っていきまして、その上に建築物をしっかりと建てていくということでございます。将来的には独立採算、自立経営があるべき姿であると考えておりますが、当面の間は、観光産業は御宿町にとって大変重要な産業でありますので、簡潔に申し上げれば、今までどおり支援していきたいと考えております。

少しでも早い独立をご期待して、指導方々協力をしていく所存でございます。独立ということについて、一朝一夕ではいきませんが、緩やかな移行を考えております。

以上でございます。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。追加答弁ということで、協会の関係も大変喜んでいいると思います。まだまだひとり歩きは難しいという中で、協会も自立独行の形で日々努力すると思いますので、さらなるご支援をお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理についてです。

ごみ処理事業の現状と処理計画について。

そういう中で、最近、広域のほうでごみ処理施設建設についての委員会等が行われておるといことなので、まず最初に、その経過報告を簡単で結構ですからお願いしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進会議について、その概略をご説明申し上げます。

かねてから懸案となっておりましたすみ市山田地区の夷隅郡市広域ごみ処理施設建設予定地は、平成20年5月12日開催の正副管理者会議で白紙とすることが決定されました。また、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設に関し、新たな検討の場として夷隅郡市広域ごみ処理施設建設

推進委員会が設置されました。委員会は、構成 1 市 2 町の副市長、副町長と各議会推薦 1 名で、当町からは伊藤議員と私総務課長が委員として参加をしております。

平成20年10月の第 1 回委員会以来、現在までに視察を含め 7 回の会議を重ねております。また、委員会の所掌事項を円滑に遂行するため、環境や企画担当課長で組織する幹事会を設置し、御宿町からは建設環境課長と企画財政課長が幹事となり会議に参加しております。広域市町村圏事務組合管理者から、平成20年10月15日付で当委員会へ諮問された内容につきましては、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設について、整備方式は広域の直営方式、P F I 方式、その他方式のいずれの方式が適当であるか意見を求める。また、直営方式、P F I 方式の場合は、建設予定地と処理施設の規模及びその内容について、平成22年 3 月31日までに答申をお願いするという内容でございました。

第 1 回の委員会では、諮問事項の検討方法など協議がされました。

第 2 回委員会は、平成21年 3 月に開催され、幹事会からの提出資料について検討いたしました。現在のごみ量、予算等の検討資料の確認、各市町 1 カ所の候補地推薦を幹事会へ依頼をしたところであります。

第 3 回委員会では、平成21年 6 月に開催され、委員会、幹事会、支援業務委託を国際航業へ委託が決定されたこと、候補地について勝浦市、いすみ市、大多喜町からの 3 候補地の推薦を受けたと報告があったところであります。また、委員会と幹事会合同で先進地視察を実施いたしました。7 月31日には常陸太田市清掃センター、8 月19日には袖ヶ浦市のエコシステム千葉の視察が実施されました。

第 4 回委員会は、平成21年 2 月に幹事会と合同で開催されました。ごみ処理の方法についてコンサルタントより説明があり、ごみ処理方式や推薦当否の選択など幹事会へ委託したところであります。

第 5 回委員会では、平成21年12月 3 日に開催され、幹事会からの答申を受けたところであります。答申内容は、妥当とし、中間答申案を取りまとめました。12月 4 日付で夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者へ委員会及び書面にて次の答申がされたところであります。

1 点目に、ごみ処理方式の選択については、夷隅郡市内で広域ごみ処理施設を建設し焼却処理することが妥当と考える。直営または P F I 方式については、事業の推進の中で検討する。

2 点目に、建設予定地につきましては、いすみ市山田地先、旧夷隅レクリエーション用地造成整備地区 C 地区が適当と考える。

3 点目に、諸施設の規模及びその内容について、現時点では調査経過の途中であり、引き続

き委員会で協議する。また、事務局から現在の夷隅郡市の3焼却施設については老朽化が進んでおり、早急な整備が求められることから、広域市町村圏事務組合では現在リサイクルプラザ焼却炉の規模を算定するため基礎調査の委託をすると報告を受けております。焼却ごみの選択、リサイクルプラザの設置の是非について、委員長から幹事会へ付託をしております。

これまでの経過概要につきましては以上のとおりでございます。

12番（瀧口義雄君） 大変丁寧な説明ありがとうございました。

このごみ処理に関する質問は2点ございます。広域ごみ処理施設ができるまで、御宿町のごみの収集体制、この精査をどうするのか、する必要があるのではないか。2点目は、今のごみ手数料のあり方についてと、そのごみの減量化ですね、この2点が質問の趣旨でございます。

可燃物に関しては、御宿町が292トン、いすみ市が453トン、清掃センター予算が3億7,320万円ですか、本年度のごみの関係で清掃手数料1,689万円、ごみの手数料900万円、持ち込み手数料700万円、ごみ売り払い代金の収入約75万円、去年は80万円予算計上してありましたけれども、こういう概算の予算的な話ですけれども、まず現行のごみの料金の体系と加入状況について説明していただければと思っています。

加入方法については、3,000から4,000の所帯と思われるマンション、別荘の所有者をどのように加入させるつもりなのか、具体的な説明も兼ねて一緒にお願いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 御宿町のごみ料金につきましては、個別加入による定額制と搬入ごみにおける従量制を採用しております。そして、いずれも手数料でいただいております。

ごみ処理加入料金につきましては、一般家庭については、月額200円、事業所は月額1,000円ということになっております。また、搬入ごみにつきましては、一般家庭の可燃ごみは1キログラム当たり3円、資源ごみは分別してあれば免除という形で行っております。また、事業所の可燃ごみにつきましては、1キログラム当たり6円、資源ごみは一般家庭と同様でございます。また、家電リサイクル品等につきましては、指定引き取り場所までの運搬料という形で1キログラム当たり3円をいただいております。また、粗大ごみにつきましては、1キログラム当たり90円というような料金体系で行っております。

また、加入状況等はとのご質問でございますけれども、平成21年度当初で一般家庭が3,810件、事業所が75件で合計3,885件ということでございます。

また、マンションや別荘の所有者をどのように加入させるつもりかということですが、加入につきましては、広報を初め環境カレンダーの配布、また粗大ごみ収集の申し込み時等に、

あらゆる機会をとらえて行ってまいりたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そういう中で、御宿台と岩和田区で一括して納めている。御宿台は管理事務所から納めている。そういう中で別荘も一体で納めている。岩和田のほうはちょっと事情を把握しておりませんが、そういう中で前回の議会で企画財政課長は、御宿の世帯は6,575世帯と、僕は2,300と言ったらあなたはそういう答えをしている。これは議事録からとってきたので間違いない。そういう中でマンション、これは事業一体でもらっているのか、マンション1棟でもらっているのか、世帯別でもらっているのか、アパートの場合は1部屋ずつもらっているのか、あと2世帯住宅ですね、こういうもの、あるいは同じ敷地に親と子が別々に住んでいると、これは世帯は別ですね。あなたはそういう中で3,810世帯しかもらっていない、残りの2,000世帯はもらっていないと。老人ホームとかそういうのは1世帯で入っていますけれども、事業所という形をとっているのかどうかね。その辺で料金に不公平さがあるんじゃないかと。公平公明な料金体制をしいてあるけれども、お金を集めるときにちゃんとなっていない。

これは任意だというのは私も承知しております。そういう中で、御宿なら別荘を使っているも使っていないなくてもこれは一律払っています。岩和田もそういう形で区長さんが集金に歩いてくれているという中で、では、残りの例えばマンション、空き部屋、空き家ですね、こういうのと払っている人と払っていない人のこれはやはり不公平ではないか。

それと、もう一つちょっと確認なんですけれども、ごみ手数料の話を聞きましたけれども、これは可燃物になるんですか、それともごみ全般の料金なんですか。先ほど言われました一般家庭200円、事業所は1,000円というのは、生ごみだけではなくてほかのものも入れての収集の料金、この確認なんですけれども、ちょっとそれだけ。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 手数料につきましては、生ごみだけではございません。そのほかに直接搬入等については、先ほど申し上げましたとおりでございます。

12番（瀧口義雄君） ごみに関するものは、すべての手数料がここに入っているということですね。

そういう中で、半分くらい企画財政課長が言った数字だと、今の話だと3,810、事業所が75、これだと約4,000、2,500世帯からもらっていないと、これはやはりちょっと異常な状態じゃないんでしょうか。それは空き部屋もあるでしょう。空きマンションもあるでしょう。あっても払っているところがある。個人的な話なんですけれども、私の隣の家なんかは10年間空き

家でしたけれども、ちゃんと払っていました。御宿台は空き家でも管理費は全部天引きだから全部払っています。

そういう中で、これはやはり不公平感があるんじゃないんですか。その辺をどうしていくかというのと、今後、広域に移行をしていく場合、ごみ袋は簡単だと言えば簡単なんでしょうけれども、その辺の精査をどうするのかというこの質問の趣旨はそこです。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） うちのほうのデータでいきますと、御宿町は家が建っている件数、棟数ですね、棟数につきましては約7,560棟ぐらいございます。その中で定住しておられる世帯数それは3,506世帯という数字になっています。マンション等につきましては、御宿町には現在13棟ございまして、全部で戸数を合せますと1,232戸ということでございます。もちろんごみ処理手数料については、個々の加入が基本ということになっておりますけれども、例えばマンションの関係でいきますと、管理組合等を通しまして、事前協議確定事項、マンションをつくるときの協議事項がございまして、そういう中で管理会社からの一括支払いというようなものを前提で行っているのが現状でございます。

とはいいまして、途中で不況の関係とかで管理会社が倒れたりとか、そういうことも過去にあったような話を伺います。そういう中で、個々に入っておられる方もおりますし、管理組合を通してお支払いをいただいているところもあるということでございます。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 戸数の補足説明をさせていただきますと、7,000何がしという数字を言いましたけれども、これは1世帯で5棟というところは1世帯という形でカウントしますので、世帯との差は大きく開いているというふうにご理解いただきたいと思います。

12番（瀧口義雄君） 先ほども総務課長が言ったら、答弁、前の議員のときのあれでは戸数が違いますね。だから、何を基準にしてその戸数の話をするのか担当課によって全部違ってくるわけ。住基でやる隣の福祉課長、あなたは木原課長ね、水道のときもまた計算が違ってくる。総務課長のお話と、全部世帯数のものによって違ってくると、なかなか理解しがたいものがあります。

そういう中で、その辺、後で精査してもらうのはそれでいいんですけれども、現実的に払っている人と払っていない人、空きマンションだって所有していれば当然ごみも出る、何も出るという中で、これをどうするんですかと。片一方では、別荘でもずっと払っている人がいて、片一方は払わない人がいると、これはやはり不公平感がある。また、収集する人もなかなか難

しいものがあるでしょう。税金と違って任意だということはわかります。そういう中でごみ袋は簡単だという中で、ごみ袋の現状ですね、指定袋、これについてちょっと今までの販売実績と単価等をお願いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 現在、販売しております町のごみ袋ということですが、昭和63年から販売を開始しておるということを伺っております。これは当初から指定の有料ごみ袋制を視野に行ったものだということですが、現在まで実現に至っていないのが実情でございます。

また、販売目的等につきましては、有料のごみ袋を使用することによるごみの減量化や分別の徹底が主な目的と、ごみ処理負担の公平性というものもございます。販売状況につきましては、昭和63年ですか、約24万7,000枚これがピークということで、平成20年度で大袋が4万7,310枚、小袋が4,700枚ということで減少をしております。

12番（瀧口義雄君） すみません。あと単価について聞きたいんですけども、そのごみ袋例えば1枚100円とします。そうしたら、行政側に幾ら入るのか、商店に幾ら入るのか。10袋で1袋でしょうから、その辺で結構なんですけれども、ごみ袋の単価。もし、調べていなかったら後で結構です。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 現在、生ごみの関係で言いますと、約7円10銭ぐらいが1袋の作成金額ということで、現在御宿町ではそれを販売価格15円ということで販売をいただいております。または売りさばき手数料につきましては、1袋当たり2.1円というような形態をとらせていただいております。

12番（瀧口義雄君） 町に幾ら入っているんですか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 町は……。

12番（瀧口義雄君） 7円50銭で2円引いて5円くらいですか。

議長（新井 明君） 暫時休憩しますか。

12番（瀧口義雄君） いいですよ。休憩はなるべくしないように。それは後で結構ですから、では、後で調べてください。

そういう中で、ごみ袋にすれば減量するという形のものはあり得るかもしれないけれども、捨てちゃうごみ袋、燃しちゃうごみ袋に費用をかけるのもなかなか経済的ではないという中で、

どうやったら減量化するかというのも、最新の形で難しい意味があると思うんですけども、私なんか住んでいるところは、芝を刈ればそのまま出す、木を切ればそのまま出すと、そういう中で大変御宿は緑の多い町です。そういう中で、チップあるいは草等をまた別に処理する。肥料としてはなかなか難しい面があるでしょうけれども、そういう形をとれば減量の道も開けてくるのではないかと思うんですけども、まず、この減量化に対する目標値を設定する気があるのかどうか。

御宿町は292トン、可燃物、これに対して目標額を設定して減量を心がける。確かにごみ収集を町挙げてやっていますから年々増えてくる。先ほど小川議員が言われたように、海へうっちゃっちゃう人もいるということですから、これはごみは減ると思うんですけども、かえって環境汚染につながるという形のものがあると思います。

そういう中で、やはり目標値を設定して業務をやるということが大事なんではないですか。そういう中で、ゼロウエストを目指すつもりはあるのかという、葉山町ですか、そういうのをやっている手法を取り入れる気があるのかと。この広域のごみ処理施設ができるまでの間でしょうけれども、ごみ量によって多分負担金も変わってくると思うんです。そういう中で、町挙げて減量をするということは、また個人の負担も減らすということではないのでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 時間をとらせて申しわけありません。ごみの売り払い、町には75万円です。平成22年度予算ベースで75万円を歳入としております。

12番（瀧口義雄君） 先ほど私が読み上げたのがそうですね。1枚単価で幾らになるのでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 15円と7円でございます。その見返りとしまして、販売手数料で出しているお金が10万7,000円です。

12番（瀧口義雄君） ちょっ待ってください。10枚1束になっているんですね。

建設環境課長（米本清司君） そうです。

12番（瀧口義雄君） それが10枚で7円。

建設環境課長（米本清司君） 先ほどの説明ですと1枚15円です。

12番（瀧口義雄君） 15円ですね。だから、150円。

建設環境課長（米本清司君） 150円。それと小さいサイズが7円ということですから70円です。

12番(瀧口義雄君) はい、わかりました。

そういう中で、ごみ袋で収益を上げるというのは大変な努力といえますか、御宿町の集金体制ですね、ごみ手数料900万円、持ち込み料700万円、これは大変有効的な集金方法だと思います。これをもっと拡充していけば、より収益というか金が集まってくるんじゃないか。ごみ袋で80万円、当時は24万枚売ったという話も聞いておりますけれども、燃やすごみにお金をかける必要はないというのが私の考えでございます、そういう中で先ほどの質問、ゼロウエストを目指すつもりがあるのかということと、減量化に向けてリサイクルの手法についての説明と、削減の目標値を設定するおつもりがあるのかと、お願いします。だれでも結構です。

議長(新井 明君) 米本建設環境課長。

建設環境課長(米本清司君) ごみの減量対策の具体的な手法につきましては、古紙やペットボトル等の資源ごみの徹底した分別を図るということです。また、焼却ごみを減らすことはもちろんでございます。また、生ごみ処理機、コンポスト等による補助制度も引き続き推進するというところでございます。具体的な削減の目標値につきましては、一般廃棄物の処理基本計画を立てております。1人1日当たり可燃ごみを1,312グラムに設定してございますけれども、平成20年度における実績については1,393グラムということで、181グラムの削減がまだ必要な状況です。

そういう中で、国や県の数値が約900グラムと認識しておりますけれども、その目標に向けて削減をしていかなければいけないとは認識しております。

12番(瀧口義雄君) これは町民挙げてやっていかなければいけない問題だと思いますけれども、ほかに2点聞きたいのは、その廃油について、営業をしているところは業者が回収に歩いている。大多喜町は、その廃油を利用していすみ鉄道に使っているという話も聞いております。そういう中で、廃油は海洋汚染の原因になります。固めて捨てるものもあるという話も聞いていますけれども、流す人も多いという中で、一般家庭で廃油の回収をするお考えはあるのかということと、業者ですね、営業をしている人が実際に業者に出しているのかどうか、その辺の確認はとれておるのか、それが一つ。

もう一つは、不法投棄です。岩和田の大変すばらしい海岸線にテレビや冷蔵庫を捨てていると、これは私有地だと思うんですけれども、衛生員の方が大変ロープを使ったりなんかしておりていってそれも何回もやっているということなんですけれども、不法投棄委員会というのが承知しておりますけれども、不法投棄されたこれ私有地ですよ、こういうものに対してどう処置していったらいいのかと、この2点。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 議員のおっしゃるとおり、廃油につきましては、御宿町は現在回収を行っておりません。処理剤で固めてある場合とか、布等にしみ込ませてある場合には焼却ごみとして処理をしているのが現状です。また、業者ということですがけれども、廃油の大口回収等については、業者が定期的に時期を見計らって回収しているというお話は何っております。また、町の共同調理場の人に話を聞いてみたんですけれども、養護施設等で石けんをつくるための材料としてもらいにきているというお話は何っております。

今後、方向性については検討していかなくてはいけないとは考えておりますけれども、例えば大多喜町等についても、バイオディーゼル、そういう関係につきましても、季節的に気温が低いときには不具合が生じると、そういうお話も何っておりますので、集めたものを直接業者へというような形も一つとしては考えられるのかというふうには思います。

それから、不法投棄の関係でございますけれども、岩和田方面の海岸線にテレビ、冷蔵庫もございます。これにつきましては、今後環境整備員や臨時職員等を使いながら、減らしていくという事を考えております。

議長（新井 明君） 暫時休憩を行います。

（午後 2時40分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き一般質問を開きます。

（午後 2時52分）

議長（新井 明君） どうぞ。

12番（瀧口義雄君） 確認なんですけれども、不法投棄これは私有地でも面倒を見ていただけるような形になるのでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 私有地につきましては、まずは行為者の調査をいたします。そして、判明した場合には、行為者にて撤去していただくというような形をとっております。また、不明なときには、基本的には土地の管理者としての責任がございますので、地権者にて撤去していただくということが大前提でございます。

12番（瀧口義雄君） 要するに、自分のところに捨てられたら、相手を見つけなければ自分で処理しろということですね。わかりました。

3番目の質問です。高齢化社会における老後の生活設計支援についてです。

御宿町も39.6%の高齢化の町でございます。そういう中で高齢者は本当にひとりで生活して生きていけるのかと、御宿町の実施計画、第4期介護保険事業計画、平成21年から24年のものを参照してよく読ませていただきましたけれども、私だったらこれを頼りに生きていけるのかなといったら、大変不安がございます。特に私の周りでは高齢者の人が多いタウンでございます。1人2人とぼろぼろ欠けていってございます。せっかく御宿町のよさに引かれて定住して、片方がいけなくなったり、病気になったりして、娘やせがれのところに帰っていったりして、片方が結構私の周辺で目立って、大変寂しい思いをしています。また、高齢者がそういうことでいいのかなと思っております。これは現実の社会でございます。

そういう中で、御宿町もそういうケアについては大変進んでおります。それでも、やはりひとりでは生きていけなくなっちゃうのかなと。緊急電話とかいろいろと支援策があります。福祉タクシーもやっています。地域生活支援事業、これも大変な金額が出ております。そういう中でもやはりやっていけないのかなと、地域包括支援センター、ここを主に活動をしているのは承知しております。3つの機能、総合的な相談窓口、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、介護以外のさまざまな生活支援、これもわかります。ただ、そういう中でもやっていけない状態が、この私の周辺に、御宿町の周辺にも結構いらっしゃいます。そういう中でバスのお話も書いてあります。

御宿町も、バスが今年と来年度でなくなるという話も聞いております。そういう中で生活支援といっても3種類ぐらいであるのではないかと。自分で生活できる、あるいはちょっと補助してできる、全くひとりでは生活できないと、この3種類ぐらいかなと。区別するのは大変失礼なんですけれども、そういう中で老人の高齢者の1人世帯の生活環境の整備は急務であります。ついでに住みかを御宿町に求めて、相棒、連れ合いが調子悪くなったときに、老後の不安を感じ、都会に戻られる方も増えております。このような現状をどうとらえているのか、また老人1人世帯の緊急時の対応、これは緊急電話、予算がついているのも承知しております。緊急電話105万円、老人、あと福祉タクシーが70万円、地域支援事業で150万円等々ついておるのも承知しております。

そういう中で、介護を急務とする人が介護を得られない状態、これを具体的にどう対応するのか、これをまとめてお聞きしたいと思います。

それと、現状御宿町ではどういう状況なのかと、介護、独居の数とかそういうものをちょっと具体的に数値で上げていただきたいと思います。

以上まとめてお聞きしたいと思います。すみません、時間の関係で。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 高齢化社会の中で、老人世帯は、夫や妻を亡くした後の生活設計は大変厳しいものがあります。特に病院の通院です。一部ではありますが、このようなことから子供の近くへまた戻り、病院一体型のマンション等へ移り住むことも聞いているところでございます。終の棲家として御宿町を求めて来た方等もおられ、最大限の支援をしているところですが、まだまだ満足に至っていません。

高齢者の生活支援に関する総合的な相談窓口は、保健福祉課内における御宿地域包括支援センターが窓口となっております。ここには保健師、社会福祉士、主任介護専門員を置くことになっており、相談内容については、高齢者からのあらゆる相談に乗ると言っても過言ではありません。

特に、相談内容の多くは、高齢者の医療相談から介護に係ることでございます。介護については、相談からいきなり要介護になることはなく、日常生活としてお風呂や階段に便所の利用、階段の上りおりに不都合があるといったことから始まります。このような事案は、予防のための家庭内でトレーニングやB & G体育館で実施しております介護予防教室に参加を進めることにより、改善がされております。また、B & G体育館で実施しています鶴亀クラブに参加している方は、回復力もついてきて、参加に意欲的になってきている現状でございます。

介護以外の生活支援については、例えば子供もなく親族もいない方は、成年後見人制度の活用により財産の管理なども行っているところでございます。特にひとりになった場合、介護施設に入所の場合は保証人は必ずつけなくてはなりませんので、この後見人制度については広く啓発していきたいと考えております。

老人の状況ということでございますけれども、単身の老人世帯は764世帯ありまして、そのうち施設入所は143世帯の方が住基上の数値となっております。その他、施設の関係ですけれども、緊急通報装置等は約200世帯が入っております。今後設置予定が400世帯ぐらいありますけれども、これについても23年度は全世帯を回って希望をとって、計画的に整備していきたいと考えております。

施設の入居待ち等の数でございますけれども、大体平均60人から70人ぐらいが施設入居希望待ちという統計数値となっております。現在、施設利用者ですけれども、平成21年12月末で92人です。平成15年で63人であったものが、6年で約1.5倍という状況となっております。また、居宅介護サービスを受けている、これも昨年12月末で225人で、平成15年度より1.2倍

でございます。要介護認定者数でございますけれども、昨年末340人で、平成15年から比較しますと1.3倍というような状況でございます。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そういう中で、福祉また環境、観光問題もそうなんですけれども、もう少し規則を改定していただければ町民も協力しやすいという、この大変すばらしい御宿町の条例があります。魅力ある地域づくりの推進事業、この規約を少し改定していただければ多くの協力者が得られると思うんですけれども、その辺どうでございますでしょうか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご質問の魅力ある地域づくり推進事業補助金は、規則によりまして、町民の地域づくり活動の精神を培い、新たなる創造と実践を促し、活力と魅力ある地域づくりを推進するために行う事業、また団体の費用に対して町が補助するという事業でございます。これにつきましては平成9年度から施行されておまして、事業の内容についてはこの規則の中で3つの決まりがあります。

1つ目が、イベント等の開催により活力ある町づくりに資する事業であること、2つ目が、きれいな環境の創造に資する事業であること、3つ目が、町民の健康づくりに資する事業であると、このいずれかに該当する事業であるということにあわせて町内において新たに展開する事業、または既存の事業の新しい展開、拡大であること、事業の成果が町民に還元されることを期待できる事業であること、この規則に基づいてほかのものが既に助成金を受けた事業と内容が類似していない事業、また、ほかの町の助成制度を活用できない事業であることという条件が現在ついております。また、補助の率は2分の1以内ということで、限度額は100万円となっております。

平成9年にこの条例を制定した以降、町では7つの事業に補助しておまして……。

12番（瀧口義雄君） 課長、すみません、時間の問題がありますので。私の言っているのは、条例は全部承知しております。そういう中で、もっと一言で言っているのは、規約をちょっと改正すれば、もっと広くこのすばらしい条例が使えるということで、改正する意思があるかどうかと、内部検討をしていただけないかと、そうしたら環境問題も福祉も、そういう人たちも使いやすくなる、せっかくの条例が新規事業とか、そういう制約があるからいけないと、その質問ですから。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 先ほど、町は、より協働の町づくりを進めていくと、町長

の方針で説明しております。そういう意味においては、この制度の趣旨とあわせて制度をより利用しやすいように、規則の内容につきましても、ほかの団体の事例も含めまして検討をしていきたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） ぜひお願いします。

そういう中で、今まで福祉もそうなんですけれども、行政、町長は出前ということを行っていますけれども、高齢者、特にどういう制度があるのかわからないという人は多いと思います。そういう中で、データを持っているんですから、それこそ出向いて行って、こういう利用する制度、そういうものがあるという形のを直接住民に訴えるというのも一つのサービスではないか。広報で流しているだけでは、なかなか閲覧しないという中で、あなたたちはデータを持っています。どういう人がどれに該当するかと、それはそういう形の中で出向いて行ってまで説明するという形にすれば、より安い、より住みよい町、安心して住みよい町になると思います。それほど多くの制度がそろっております。

ただ、それを利用し勝手がわからないんだと、利用に対して福祉の関係は大変複雑でございます。そういう中で専門家が行って説明してあげて、署名ぐらいで済むような形のものであれば、よりよい形になっていくのではないかと。せっかくある制度がなかなか生きない。インフルエンザもそうです。なかなか利用が少ない。また、高額医療の件でもなかなか申請が難しい、ほかの制度でもなかなか難しい。そういう中で、それに該当する人のデータを持っていますから、そういう人たちにこういう制度があるというのを説明するのも、町長が言っていたような一つの出前ではないかなと、ぜひそれを内部で検討をしていただければと思っています。

それと、もう一つ、福祉関係に限らず、事業関係です。今までは介護とか後期高齢とか制度やバリアフリー、インフラ整備に議論が集中しておりましたけれども、今度は住民がどのくらい満足できるかという満足度、そういうものに向けた政策が必要ではないのかなと、今言ったような話ですね、ぜひそういう形でケアのほうを今後重点を置いていただければという、これは最後の質問でございます。

それと、町づくり推進委員会というのを聞きたいんですけども、時間がこれで終わりですからこれはこれで後にします。

最後になりますけれども、瀧口課長には長い間ご苦労さまでございました。また、議会事務局としてもお世話になりました。ありがとうございました。

以上です。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で、12番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

石井芳清君

議長（新井明君） 続きまして、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

まず、一般質問に入る前に、先般のチリの大地震では、被災された方々へのお見舞いとともに、一刻も早い復興を願うものであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目であります。国の政策に係る御宿町への影響について、お伺いいたします。

国民の暮らしは、今、底なしの悪化を続けております。失業率は急上昇をして5.1%に達し、企業倒産は3年連続で増加をしています。昨年の消費者物価は、マイナス1.3%と過去最大の下落を記録し、デフレの様相を強めております。2010年度の政府見通しでは、成長率はプラスですが、雇用者報酬はマイナス0.7%とされ、家計の所得が改善する見通しは立っていません。現に、今般提案されました町補正予算案を見まして、町税が260万円減額されております。

この経済危機から国民の暮らしを守るためにも、政治の根本的な転換が求められております。日本経済は、リーマンショック以前の10年間に、GDPの伸び率がわずか0.4%、雇用者報酬はマイナス5.2%とG7、先進7カ国の中で最も成長力のない脆弱な経済になっております。そこに世界的な経済危機が襲いかかったことで、景気経済の打撃は極めて深刻になっております。自公政権が構造改革、成長戦略の中進めてきた、強い企業をもっと強くすれば経済が成長し暮らしもよくなるという路線は完全に破綻しており、この抜本的な転換こそが経済危機の打開の道であると考えます。

鳩山首相は、施政方針演説の中で、命を守る予算にと言っておりますが、そのためには大企業の巨額な内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障費削減の線による傷跡を是正するために、社会保障の拡充を図ること、軍事費と大企業、大資産家減税という2つの聖域にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消すること、この3つの転換が必要であります。

こうした政治の転換こそ、昨年の総選挙で自公政権に審判を下した国民の願いにほかならないと考えております。政府予算案には、生活保護の母子加算の復活や公立高校授業料無償化など、国民の要求と運動を反映した部分的前進も見られます。しかし、全体としては旧来の政治の転換に踏み出すものとはなっておりません。

こうした過渡的な政治情勢のもとでの国・県の新年度予算編成について、町長の施策、また当町当初予算への影響が考えられると思いますが、当町新年度予算編成にあたってどのような影響があるのか、現時点でどのようにとらえておられるのかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 国・県の新年度予算編成の内容は、町の編成にどのような影響を与えるか、現時点でどのようにとらえているかというご質問でございますが、国の平成22年度予算は、雇用対策や景気の持ち直し等の動きを確かなものにするため、平成21年度の第2次補正予算と平成22年度予算を一体として、切れ目なく執行するとともに、地域主権の確立に向け補正額が見直されまして、特別枠1.1兆円を今回見込んでおります。また、税制改正等も行いまして、地方が自由に使える財源が一定の確保をされております。

また、県においても、こうした国の動きのもと、暮らし満足度日本一を基本理念に、福祉、医療、子育て支援、さらには各観光資源を活用した地域づくり、魅力づくりなど産業振興に対する施策に重点が置かれております。

具体的には、今回の財源不足、また逆に社会福祉に関する予算関係が10%程度増えるという中で、1.1兆円の交付税の増額はありましたが、町に対して算定しますと約5,000万円がはね返ってくるのではないかとというふうな想定のもとで予算を組んでおります。また、今回国のほうで平成22年度子ども手当、これにつきましては町に対する影響は7,200万円、また、昨年引き続いております雇用対策、これはふるさと雇用と緊急雇用とございますが、これを平成22年度では町のほうではふるさと雇用3事業、また緊急雇用10事業の内示をいただいております、その影響額は6,000万円程度、また、10月からたばこ税の改正に伴いまして、この増額分が400万円程度を見込んでおります。

また、産業振興の面では、継続事業であります漁港の再生事業、また今回岩和田漁港の冷蔵庫改修については、強い水産業づくり交付金、また県の補助事業で観光事業につきましては、月の沙漠記念館前の事業、県の観光施設整備補助金を充てるという状況の中で予算を編成しております。

5番（石井芳清君） 今、説明がありました、今年の予算については平成21年度、22年度と一体のものとするというような考え方が今示されたわけではありますが、その新年度の中では国として1.1兆円の増額と、町とするとそれが約5,000万円程度というような予算計上をされているということではありますが、これは今回のこれから審議になります当初予算、それから補正予算の関係だというふうに思うんですが、一つお伺いをしたいのは、そうしますと、昨年

も国・県のいわゆる新しい交付金、雇用対策だとか活性化だとか含めたものがありますね。それが非常に多額な金額になっている。しかも、そのほとんどと申しましょうか、当ても繰り越しになったと、今年もそういうような予算計上がされているというふうに思うんです。

それで、一般的には先ほど当初予算の内容につきましても、幾つかもう既に議論がございましたが、既に概要が提案をされておりますが、それを見ますと、平成22年度は29億3,000万円という予算規模ということではありますが、これには例えば今般提案いただきます繰越金ですね、きめ細かなというこの新政権の部分ですか、そうしたものというのは、これには当然反映されてこないわけですね。そうすると、実際に対町民として4月1日から使える予算額といいたいましょうか、お金というのは、29億3,000万円プラス繰越金だと思うんです。それがいかほどになっているのかということも大事だと思うんですね、一体だというふうにおっしゃっているわけですから。

それと、先ほど子ども手当だとか、それから漁港対策だということを幾つか金額を上げていただいたわけがありますけれども、それから、たしか先ほどの中山間事業ですね、これも今回事業化できるということのようでもありますけれども、この辺も含めまして、これはたしか去年よりも少ない事業案件だというふうに思いますけれども、そうしたものの総額ですね、採択額と申しましょうか、そういうものが類似団体と比べてどうなのかということも、金額が同じだけかというのは、それはそれで結構なんですけれども、類似団体と比べて多いのか少ないのか。端的に申せば、これまでのさまざまな努力だったかと思います。既に何か議運のほうには、第2次補正ということで、それが最終日程の中に含まれるようなお話も若干既に伺っているところもあるわけがありますけれども、そうしたものも多分他町ではまだ、今回第1次補正が3月議会で提案されている状況だろうなというふうに思うわけがありますけれども、そういう意味では同じく先々という形で国の制度を取り入れていただいて、事業化をしてきた。その中身の精査ということも、この間、何回かご説明もいただいているわけがありますけれども、結局、採択額というのも予定以上に採択されているという内容もあるかと思っておりますけれども、そういう中で今幾つか質問をいたしましたけれども、一体となった中で、4月1日以降では、町民が使えるお金というのは幾らというふうに計算されるかということと、この間、幾つかの交付金の追加になったものがあるわけですが、それは他町と比べて多いのか少ないのかということで、もし把握できましたらその説明をいただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 繰り越しを今回の補正にお願いしてありまして、それを想

定した場合、実際に平成22年度の予算額として幾ら使えるかというご質問ですが、今回ご提案していますが、当初予算で一般会計で29億3,000万円、また補正の中でお願いいたしますのが平成21年度の第1次補正1億1,000万円繰り越す分約5,000万円と今回補正をまたお願いしますきめ細かな交付金ですね、これが6,600万円、そのほかの公共投資臨時交付金でお願いしました光関係の補助金も1億2,000万円、その他2,400万円がございますので、29億3,000万円にプラス2億6,000万円、合せて31億9,000万円の事業規模ということになります。

また、この事業採択を類似団体と比べて状況的にはどうなのかということでございますが、先ほどご説明しました、ふるさと雇用3事業、また緊急雇用10事業につきましても、市町村のレベルの中ではかなり多いほうだというふうな認識をしております。

中山間につきましては、今回千葉県で採択されるのが1事業ということで、公共事業を減らすという国の方針からしますと当初心配したわけですが、逆に事業費は前の年より上がっているという状況でございます。

5番（石井芳清君） 了解をしました。いわゆる繰越金などを合せて31億9,000万円と、大変な当初額、4月1日から事業が始まるというふうに理解をしました。

そうしますと、今おっしゃられたもの、先般の実施計画が渡されたわけでありましてけれども、これを見ますと平成22年度は歳出合計で29億6,000万円、それから平成23年度が30億6,000万円というのが実施計画に盛り込まれた歳出額というふうになっているわけでありましてけれども、そうしますとこの単純に来年度、要するに平成23年度について今年程度の予算が見積もられるのかどうか、要するに実施計画の内容が、もしくは実施計画を超える歳入と申しましょか、それが見込めるのかということについては、先ほど何人かの議員に答えて大変厳しいというような説明も受けているわけでありましてけれども、その辺はどのように。

今から、来年の話をして恐縮なんですけれども、一応計画的な実施ということがありますので、どのように来年度の予算を総額で、大枠で考えておられるかについて見解を賜りたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 実施計画にあります財政案の予定については、ほぼその状況でいけるように、例えば学校建設基金等もつぎ込んでいくと、それを達成すれば計画どおりいけるという見込みは持っています。

ただ、子ども手当等につきましては、今年は国の方針ですと1人当たり、中学生までが1万3,000円で、最近の財務大臣の談話ですと、国の予算規模については減らさないということで

ありますが、そうなりますと平成23年度は子ども手当が倍になっていく。今、2兆数千億円が4兆数千億円になるという話ですから、その中で、今回特別枠として交付税として1.1兆円が加算されておりますが、それについてはまだ、明言はされておられません。そういう面で、また町長、私の答弁でもありますように、不確定な部分があるので、今後については充分注意するという認識で臨みたいというふうに考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちなみに今回の国の新年度予算は、既に衆議院は通ったようでございますが、2010年度末でおよそ国、地方を合せて長期債務残高は862兆円に達するというような報道がされております。事務経費では何と181%というような報道をされているわけでございますので、今後やはり慎重な財政運営を当然求められていくというふうに思います。

それから、今回の1.1兆円の地方交付税の増加でありますけれども、もともとの財政状況の中で説明もいただいておりますけれども、地方の税収減があるわけですから、交付税は増やされて当たり前なんです。そのための調整措置が交付税でありますから。ですから、それは全く同じ経済状況の中で1.1兆円とすれば純増になるわけですがけれども、実際はもともと調整機能の中での、調整機能そのものが交付税でありますから、地方の税収減を補うために来ているということもあるということは承知していただきながら、財政運営をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、そのほか幾つか既に何点か説明をいただいているところでありますが、民主党の主要施策であります農家における戸別補償、それから子育て支援などの制度、これが町、自治体としてどのように新年度の中で運用されていくのか、今後の動向、それから町への影響の見込みについて伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） ご説明させていただきます。

この事業は、平成22年度自給率向上や農業経営の安定を目的に2つの事業がセットとして行われる事業の内容となっております。遊休農地の削減及び生産調整水田を活用した自給率向上事業として、水田の麦、大豆、ソバなどを作付ける事業、もう一方が米の販売価格と生産コストの差額一律10アール当たり1万5,000円とみなし助成する制度がセットとなった事業です。

制度の内容は、毎年国から米の配分量が示され、千葉県においても市町村にそれぞれの米の配分量が示されたところです。本町におきましては、平成22年度産米として527.1トン、作付可能面積に換算とすると1万340アールが作付可能となり、前年度と比較すると281.9トンの

減、作付可能面積で5,600アールの減と厳しい状況となっています。

この配分量が大幅に減った要因としては、本年度から米の配分ルールが変わり、前年度作付した実績値となったことや、生産調整いわゆる減反政策分として57アール、率にして0.6%が含まれているからということです。この制度は主食米を作付ける各農家に対して、御宿町水田農業推進協議会より、米の配分が戸別補償制度に該当しない農家を含めて、すべての米生産農業者に配分を行う予定となっております。

このようなことから、昨年作付けた実績のある農家に影響が出る可能性が出てきております。また、自動的に自家消費米及び縁故米の分として一律10アールを差し引いた面積で計算を行うため、10アール以上の水田の作付を行った者以外は対象外となるほか、水張りを行っている水田調整、いわゆる田の遊休農地を持っている農家については、自給率向上対策事業がセットのため遊休農地の改善計画を作成し、認定を受けることが必要となっております。

なお、具体的に20アール以下の農家が59名で自動的に対象外となり、改善計画が必要な農家は186名、すべての条件をクリアしている農家は13名です。このようなことから、生産調整や遊休農地改善化計画を作成する必要がある農家に十分な制度説明を行い、自給率向上事業を活用した農業施策の向上に努めたいと考えております。

5番（石井芳清君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 平成22年度より次世代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、子ども手当を創設いたしました。この手当は、基本額は1人当たり月額2万6,000円支給ですが、平成22年度は半額の1万3,000円です。支給対象年齢でございますが、平成21年度まで実施しておりました児童手当は小学生まででしたが、この制度の手当は中学生までとし、従来の制度は受給者の所得制限があったところですが、今回の制度では所得制限を撤廃されて、すべての年齢対象者は受給できるということでございます。

地方の負担は、小学生までの支給費用につきましては今までと制度は同じで、地方の負担率は同じでございます。中学生分については全額国庫負担という制度となっております、御宿町では従来ですと6,000万円ぐらい児童手当を支給していましたが、中学生までですと8,138万円ですから2,145万円増えるということでございます。これについては地方の負担はなしということでございます。

将来的なものですけれども、平成23年度は2万6,000円を支給ということになっておりますけれども、さてこの財源をどう手当とするかという、国では現在議論がされているところですが、テレビの討論なんかで見ますと、野党では所得税の扶養控除をなくして、実質的には子を

持つ親の負担額が多くなるのではないかという議論もあるし、政府・与党ではそういうことはないという議論がされているわけでございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

農家の戸別補償について再度お聞きいたしますが、最後のほうで、今回、現段階でいわゆる幾つかの条件をクリアしているいわゆる対象農家というのは13名というふうにおっしゃったかと思いますが、それはすべての農家、現在営農されているという方は今おっしゃったのかもわかりませんが、何人何戸で何%が支給対象になるのか、この13名というのは何割かということです。

それから、今幾つかこの農産物の作物の種別をおっしゃいましたけれども、御宿町においては畑作というのは非常に限られておまして、暗渠等まだ不完全な状況だろうというふうに思いますので、いわゆる稲作、もしくは飼料米だとか、いわゆる稲を基本としたもの以外はなかなか該当はないのかなというふうに思うんですが、具体的にはどういう農作物になるのか、今回の該当する分ですね。

それと、これらについて既に幾つか県内でも説明会を開いているというふうなことを伺っておるわけでありまして、当町はこれについてどういう対応をとっていかれるのか。それから、これらの内容については、やはり専門性があるというふうに理解をしておりますので、やはり県の担当者も同席していただいて、そうした説明というのも当然していただくことが肝要だろうなというふうに思うわけでありまして、この農家の戸別補償については、もう少し細かい内容と今後の事務についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、自給率向上事業の内容ですが、米以外の水田につきましては、麦、大豆、飼料用作物の、これは10アール当たりの単価で申し上げますけれども、3万5,000円の支援事業ということです。また、新規需要米として米粉用、飼料用、バイオ燃料などの米をつくった場合は8万円、またソバ、菜種、加工用米をつくった場合2万円、その他作物ということで1万円で、これは県のほうからの指示はございません。また、米、主食米をつくった後に、二毛作を持続して、これは先ほど述べました麦からソバまでのものを裏作として行った場合1万5,000円の該当となることになっております。

また、今回の水稻作付農家数は、可能な方は206名、うち13名、約6%が今回の該当となっております。

また、今後、事務の事務上、この制度説明につきましては、今回この15日に水田協議会を

開きまして、そこに農政事務所の方に来ていただいた中で、再度事業説明を行っていただきたいということを申込しております。

また、今回の制度の中で、農家の方が一番困るのが加入申込書、また作付面積確認書を4月から6月に国へ提出するということでもあります。これを受けた中で、国のほうから作付確認書が10月中に交付され、農家は交付申請を11月から12月に提出する。その後、12月から3月の間、国から直接戸別補償交付金という形で各農家へお金のほうが振り込まれるということになります。

そういったことで、農家が非常にこの事業が煩雑なため、今後、水田協議会として、こういった事務の支援が農政事務所から求められている状況でございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

206名のうち、わずか6%ということで、これは去年の選挙後に、農家の戸別補償という形で、うちの近所の方々も本当にいいねという声が上がっていたわけでありまして、実際6%というわずかな農家しか戸別補償の対象にならない。

それから、幾つかその制限と申しましょうか、今おっしゃった中で、計画を出すということでありまして、これから説明があって、それに納得された方が申請されるだろうというふうに思うわけでありまして、ご承知のとおり御宿町は中山間を抱えておりまして、それから、これから事業をするということも極めて厳しい状況であるというのは、ご承知いただけるというふうに思います。

そうした中で、そうした計画をつくって、どの程度の方が、見込みとして結構なんですけれども、担当として何名ぐらいが増えるというふうに計画されているんでしょうか、それについて再度答弁をいただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） ただいまの質問については、非常に難しい。といいますのは、水稻の種もみについては、昨年度からすべての農家が多分前年度中に購入を考えている関係もございますので、この制度の中では全国的に考えても非常に難しいということであると思っております。

5番（石井芳清君） 了解しました。大変難しいということで了解いたしました。

農業問題については、やはり農産物の価格保証、そして所得補償、これがやはり中心とした施策になるべきではないかということをご指摘をさせていただきまして、次に移りたいというふうに思います。

次に、町の福祉施策の充実について伺います。

先ごろ、鴨川市内で発生いたしました孤独死の件について、町の見解は、どのように本事件を認識し、問題点などを把握しているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

先般、朝日新聞の2月22日付の報道を読みますと、鴨川市内で今年の1月、木造2階建てのアパートの1階の部屋で、薄い布団をかけあおむけに寝た状態で死んでいた男性、77歳が発見された。男性はひとり暮らしでミイラのようにやせ細っていたという。税金滞納を理由に年金が振り込まれる銀行口座が差し押さえられ、電気もとまった寒い中での孤独死だったというような報道がされております。

これに対して、当該の自治体では、手続的には問題はないというようなコメントを出されております。

また、この続報であります。2月27日に同新聞におきまして、この死因については、ご家族の方が多分コメントを寄せられたというふうに思いますが、この孤独死をした無職の男性の死因は心不全と栄養失調障害だったということが警察から明らかにされたというような報道もあわせてされておるわけでありませう。

これについての町としての考えと申しましうか、見解についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 生活困窮者の相談件数は、年々多くなってきております。特に老人のひとり暮らしの方が多いい傾向でありまして、生活相談では、地区の民生委員を交えて、まずは年金受給がどのくらいあるか、親族からの支援はあるのか、身近な親戚の方々の意見を参考に支援に結びつけている状況でございます。

生活保護の場合は、相談を受けてから早くて1カ月くらいで受給できます。ただし、医療に関しては早急に対処し、手続を始めてから病院への通院時から受給できるよう取り組んでいるところでございます。

最近、高齢者がひとり寂しくひっそり孤独死しているケースが急増しているとの報道も聞かれます。このようなことをなくすには、人との縁を大事に暮らすことではないでしょうか。特に近所のつき合いが大切であります。しかし、新しい住宅地などは地縁の形成が薄く、ご近所つき合いもなかなかうまくいかないのが現状です。

町では、このような現状を踏まえて、独居老人にはさまざまな支援施策を行っています。その施策としては、緊急通報装置の設置や社会福祉協議会に委託して、ふれあい会食会、さわや

か配食、週1回訪問する介護訪問ほか、社協独自で防災登録、安心ネットワークとして、台風接近などの電話での災害予防確認や、年2回のはがきによるお元気だより、高齢者の生活不安の軽減を図っていきまして、民生委員による定期的な独居老人の訪問を行っています。

ただし、これらは集合アパートではなかなか実態の把握ができずに充分とは言えません。このようなことから、お隣同士で日常生活を気にとめていただき、町に連絡をいただけるよう広報等を通して啓蒙活動をしていきたいと考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

前段者の答弁とダブルところがあるかと思えますけれども、今、独居という話もございました。また孤独死というお話もありましたが、これは町内でもそういう事態が既に生まれておりまして、先般、実は私の区の新年会で、町長もご同席されておりましたけれども、区長さんから、夜間、不自然死と申しましょうか、孤独死と言える状況ではないんですけれども、日中独居ですね。そういう中で何件か、うちの、私のすぐ行政区と隣のいすみ市なんですけれども、類似案件が重なりまして、警察のほうからですね、直接もう少し緊密な対応をとっていただきたい旨のお話がされたと、ぜひ町としても考えてほしいというようなことのごあいさつをいただいたところでもございます。

この独居なんですけれども、いわゆる独居の中には日中独居、要するに若い世代もいるんですけれども、昼間は例えば町外に仕事に行かれるということで日中独居になっている。それから、また夜間の仕事に出られるということで夜間独居ということも独居の中に入っていると思うんです。そうした人は、ちょっと今の制度の中では該当しないという部分が出てくるというふうに思うんです。ですから、そうした人たちに対するケアというか対応はどうするのか。

それから、今、人と人との縁を大切にすることだというようなお話をいただいて、それはそのとおりかもわかりませんが、例えばこれまで町の地域社協というような組織づくりをしてきましたけれども、これはなかなか私は成功をまだしていないんだろうと思うんです。ですから、そういう面では、本当に昔のようなお茶飲み話をやるというような場所という、要するに居場所づくりというんですかね、そうしたことも社協だけではなくて、町の中にもそういうものを幾つか、もっと歩いていけるところ、数分の中でそういう場所をつくっていくということもこれからは大事だろう。それが地域社協のもともとの目的だったというふうに思うわけでございます。

それから、今の災害のときの声かけの話をされましたが、先般、津波で、これは避難勧告が出されたわけでありまして。そのときに、たしか町はそういう人たちに防災登録をお願いしてお

ったかというふうに思うわけでありませけれども、今般の案件については、避難勧告という中では具体的にそういう人たちへの声かけというのはなされる状況なのか否か。それから、ではその津波、声をかけるというのはどういう状況なのか、例えば避難命令が出たときなのかということでもあります。

たまたま今回は1メートルということだから、なされなかったのかを含めまして、具体的にはそういうこともやはりこれから一つ一つ検討をされていくのではないかというふうに思います。幾つかこれについても独居の方、また日中独居の方から心配の声もいただいているところでございますので、せっかくですので、そうした対応について、具体的にはどういう内容になっているかということについてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） ご質問の日中独居、夜間独居ということでございますけれども、現実にもそのようなことで緊急電話装置ですね、それについて整備をしてくれないかと。現在の要綱ではもう明らかに独居老人という言葉でうたっておるところでございますが、車社会の中で勤務が遠くなる、また夜間勤務の日数が多いご家庭では、そのような実態が往々にしてありますので、これは町の単独の要綱でありますので、来年度は検討に入りたいと思います。

また、地域社協ということでもありますけれども、日中の居場所づくりなども当然公民館や地区の集会所が、コミュニティ事業等で整備されきれいになっておりますので、そのようなことも検討に値するものと考えております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 防災登録等につきましては、一応独居老人の方であるとか、高齢者の方のリストを社協のほうでつくっていただいております、それを区の役員さんであるとか、警察または消防ですね、そちらにはお渡しをしてあるわけです。とはいいいながら、今回も課題が多く見えたわけでもありますけれども、実際はその地域の方々が、やはり連携して見守り、注視していくような体制が必要であるということでもありますので、今後も町のSSTであるとか、区域役員の皆さん方を含めて、その辺の協議を進めていけたらというふうに考えております。よろしく申し上げます。

5番（石井芳清君） ということは、防災登録はされましたけれども、いつ時点にどういふことを、具体的な内容を行うということの計画はまだなかったということによろしいですか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 個々の案件に対して、ではどういうふうにするかということとは、

やはりまず独居の方々がふだん有事の際にどういうふうに避難をするかと、そういったことをまず自分の身は自分で守るとというのが基本になろうかと思います。その次の段階で、例えば行政区の皆さん方の連携によるのか、自主防災組織の連携によるのかというふうなことになるんだと思います。今後の実施についてはまだそこまでの具体的な計画とかそういうものはないと思います。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。一声の安否確認がやはり非常に大切だろうなというふうに思うわけでありますので、先ほど、孤独死をどうなんですかと、どう防ぐかということも同じことだろうと思います。ぜひそういうような防災基本計画の見直しも進められているというふうに伺っておりますので、早急に整理をしていただいて、きちっとその手法を住民の方に明らかにしていただくということが大事だというふうに思っております。

次に移ります。

そうした中で、先ほどのこの案件は年金ということでありますけれども、これ以外のこともあろうかと思っておりますけれども、税、料金、各種負担金等のあり方、それから福祉や医療など、いま一度こうした収納事務も含めて見直す必要があるというふうに思うわけでありますけれども、こうした今私が取り上げました事案を踏まえた中で、どういう対応がとれるのか、また、そうしたものを精査していくことがあるのかないのかも含めて、答弁をいただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 税の面につきましては、生活保護者については減免制度があります。それとまた、生活困窮の方につきましては、一応分納誓約とかいただくんですけども、ただ、滞納処分ですね、差し押さえとかして生活ができなくなる方につきましては、滞納処分の執行を停止しまして、3年間様子を見まして、その状況が変わらなければ欠損とかそういう方法もっております。

5番（石井芳清君） 今、3年間について猶予する状況があるというふうな事務も伺ったわけでありますけれども、それはどのように判断をするのでしょうか、事務的には。例えば書面だけなんのでしょうか、それから対面も含めて対応というのでしょうか。町はそういう案件に対してどういう対応をとるのかということが、今回は問われる事件だろうなというふうに思いますので、町が具体的がどのような事務をやっているかについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） そういった関係では、当然納付相談、納税の相談をしま

して、それでそのときに一応財産調査を全部しまして、そういう方の生活状況とか財産状況を確認してから、そういった判断をしております。

5番（石井芳清君） それは来てもらうということもあるかもわかりませんが、訪問ということもやっていらっしゃるわけですね。はい、了解をいたしました。

これはやはり小さい町のよいところではないかなというふうに思うわけでありまして。町長は、一人一人に優しい町を標榜されています。ご承知のとおり、職員は憲法、条例、規則の中で判断し、事務を進めておるわけでございます。御宿町においても、こうした事例は今後ともないと、このように考えているわけでありまして、そのためにも各条例には町長の判断にゆだねる1項、町長の裁量権という関係だろうと思っておりますが、記載をされておるわけでありまして。今回の事案を他山の石として、今後とも人の心を持った温かい血の通った行政にしてもらえよう求めるのでありますが、石田町長の見解についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 福祉の問題でいろいろ細かくご指摘いただいておりますが、私はかねてから申し上げておりますように、まず、仮称町づくり委員会で、福祉、教育、文化の面において計画づくりを行いまして、それは何かといいますと、今いろいろな団体があり、いろいろな事務を抱えておりますけれども、やはり一番大事なことは、どのようにこの福祉ネットワークを組み計画を立てて実践していくかということだと思っております。

そのような事で計画を立てながら、とにかく高齢化社会にあって、お一人お一人を大切にす町づくりということを私は常に念頭におき、とにかく横の連絡、連携を密にして実践していくと、そんなようなことを考えております。

5番（石井芳清君） 私が聞きしたかったのは、いろいろな事案がありますね。それは事務管理というのは、今私が述べたとおりの手続ですね、それにのっとってやるわけですが、それを越えた問題というのは、要するに町長が判断をする内容だと思うんです。今、横の連携というのはそれは確かにそうかもわかりませんが、町の責任として、では、そのさっきの猶予を与えるということも、最終的には町長の判断によって行われるということですね。ですから、その取り立て収納の問題、事務の問題であるとか、そうした一つ一つに行政というのは、割と機械的というかそういう部分が一方ではあると思うんですけれども、そうではなくてそこに血の通った行政、そういう事務を私は求めている。それについて町長は、賛同されたかどうかということをお聞きしているんです。それについてはいかがでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 先ほど、冒頭に石井議員さんがおっしゃいました新聞の事例ですね。非常に痛ましいことだと思えます。そのような例えば税の執行停止云々等については、当然総合的な判断が必要ですが、やはり、人の命は中でも本当に大切にしていきたいと思えます。そういう中で判断をしていきたいと考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。ぜひ血の通った行政に努められることを求めるものであります。

次に、同趣旨に基づきまして、国民健康保険税の動向についてお伺いいたします。

国民健康保険税の現状と今後の状況について説明をいただきたいと思えます。特にその中で、今回問題になっております収納率の問題、それからここで最近大変負担が高くなっている状況がございます。家族4人世帯収入300万円の家庭の保険料というのは、御宿町で今年度で幾らになっているかということもあわせてお伺いをしたいというふうに思えます。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） それでは、国民健康保険税の現状と今後の状況について、ご説明いたします。

国民健康保険の加入者は、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設によりまして減少し、本年2月末現在で3,534人、人口の約4割です。世帯数は1,974世帯、全世帯の約5割になります。国保会計に占める国保税の割合が約3割、国保税に占める所得割の割合が約5割という中で、長引く不況により国保加入者の所得は減少しておりまして、保険税の算定の根幹となる所得割に影響が見られ、保険税の課税額の減少につながっている状況です。その影響は平成22年度予算でさらに大きくなると懸念されます。さらに会社の社会保険から抜けた方やリストラにあった方などの加入も増加していくものと見込まれます。

また、所得の減少に伴い、軽減世帯が増加傾向にあります。今後、この現状が続きますと、町単独での運営が大変厳しい状況が予測されます。また、今後の方向性としまして、県単位の運営も検討されております。また、収納率につきましては、最近の状況では下がる傾向に見られます。

平成20年度の収納率を言いますと、現年課税分で89.25%、滞納繰り越し分で14.78%となっております。先ほどの質問の中で家族4人世帯で収入は所得であると思えますが、所得300万円の家庭の保険料につきましては39万8,460円となっております。

以上です。

5番（石井芳清君） 了解しました。

先般、新聞等によりますと、08年度の国保収納率90%を割るといような報道もされております。本町も同様な事態ということで、これはもう既に制度破綻をしている状況であろうなというふうに思います。先般、我が党の国会議員が委員会の中で質問をしたところでもありますが、高過ぎる国保料、これも全国的には例えば札幌市で41万3,000円、福岡市で44万8,000円ということで40万円を超えている。御宿町も約40万円になっている。これはもう例えば所得300万円の中で1割を超える国保だけで負担をしているという実態が多くございます。これ自体について、町長は今後も国保税額について、1割を超えるという実態についてどのように受けとめられますか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 国保の税額あるいは内容につきまして、近隣市町村、大多喜町、勝浦市、いすみ市と比べた場合、御宿町については、各所得割、資産割、均等割、平等割とございますが、各内容について違いますが、およそ平均するとちょうど中間ぐらいかなという認識をいたしております。しかしながら、この国保の制度につきまして、やはり保険給付を中心としたものの、医療費が高くなればこれは利用者の応分の負担ということの制度であると私は理解しておりますので、国保税の内容が非常に厳しい状況になれば、必要最低限の税を上げるような形をとらざるを得ないと思います。

5番（石井芳清君） 私の聞いたのは、300万円の中の40万円というのが、多いとか少ないとかどういうふうに考えるのかという質問だと思いますけれども、もう一度お伺いいたしますが、所得300万円の中の40万円の国保税だけの負担というのはどのように考えられますか、受けとめられますか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） それは非常に難しい質問だと思うんですが、ただ、国保税の制度云々という、制度がどうなのかというような質問ではないかと思いますが、現時点では私はこういう制度の中で運営されておりますので、それに対応した措置をとっていかなくては行けないと考えています。

5番（石井芳清君） 制度があるから仕方がないというふうなお話というふうに承りました。これはご承知のとおり国保というのは、今、説明にもありましたけれども、大変就職難の中でどんどん国保に入ってこられる方が多くなっているというのが、本町でも実態であろうというふうに思います。資料の中にもそうした例が出ておるわけでありましてけれども、そうしますと、新年度の予算も提案をされているわけでありましてけれども、確かに国保会計におきまし

ては、税が確定するというので、約3カ月後というのが本算定になるというふうに思うわけですが、それについて今年、新年度の予算はどのような内容になっているかということで説明をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 平成22年度予算につきましては、税を最終的に補完する形で歳入を埋めるんですけれども、現在、予算で組んである保険税額等は、現在の税率で計算して確定していませんので、推計の所得等から計算しますと、その差に開きがあります。

5番（石井芳清君） 開きがあるということは、マイナスの部分ということですか。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） そうです。

5番（石井芳清君） ということでございます。資料を見ますと、そんなに大きな額ではないというふうに思います。先ほど申し上げましたが、今年度の補正額で260万円ですか。これは当初の昨年の今ごろの新年度予算ですね、平成21年度の予算の税額の私は見込みが多過ぎたと、要するに、それよりも町民の暮らしが大変だったということの結果が260万円の減額ということで提案されているというふうに思います。

町長、こうした町民の暮らしの状況であります。それは確かに制度の状況は状況としてあるわけですが、こうした中で他町においては一般会計からの繰り入れをして、極力負担増を避けるというような手法をとっておる自治体も多うございますし、また、そうしたこともぜひ研究していただきまして、まだ時間がございます。予算は予算といたしましても、今後確定のときにさらに状況が悪くなるというのは目に見えているわけですから、そうした一人一人を大切にするという観点から国保税の対応をとっていただきたいというふうに思うわけですが、最後に、国保についての町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 一般会計からの法定外繰り入れということであると思いますが、このことについては、もしとらざるを得ないとすれば、最終的な判断になるかと思えます。

5番（石井芳清君） わかりました。

次に、移ります。

4つ目といたしまして、水道事業統合と御宿町の対応についてお伺いいたします。

千葉県内の水道事業の統合について、現状と統合案についての説明をまず伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 平成19年2月8日に県内水道検討委員会からの提言によりまして、県内のリーディングケースである九十九里地域と南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との水平統合について、平成19年5月から県と関係事業体による実務者検討会が設置され検討を行っております。平成21年度の検討会開催状況は、実務者検討会や作業部会が開催されまして、検討概要は財政収支等の課題の整理や内容を含めてのヒアリングの実施、統合を視野に入れた長期見通しの検討を行っております。

また、平成21年9月28日には、御宿町を含めた構成団体の首長名により、千葉県知事へ九十九里地域及び南房総地域の水道料金引き下げにつながる九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団及び千葉県水道局との水平統合を早期実現することとしまして、県内水道のあり方への要望活動を実施しております。

平成21年9月の定例県議会でも、本年度中に検討結果を取りまとめ、関係市町村等に示す予定でありまして、今後、関係市町村等が統合広域化に向け合意した場合には、県及び関係機関で統合協議会を設置し、具体的な統合計画の策定に取り組みまして、平成24年度を目途に県水道局と両企業団の統合を目指していきたいと考えていると県の答弁がありました。このように統合案については、年度内に県の基本方針が示される予定となっております。

5番（石井芳清君） 会議の内容について説明をいただいたわけですが、具体的に統合案で出されている、いわゆる短期、中期、長期と3つに分けた内容があるかと思います。一般的には県内の格差が非常に高い。3倍から5倍の格差があるということで新聞報道もされておるわけでありましてけれども、特に南房総は非常に高いという中で、県内本管になれば、その中で平準化されれば単純に水道料金が下がるのかなという淡い期待というのを我々持っているわけでありましてけれども、具体的な作業の中で幾つかおっしゃいましたけれども、九十九里水道企業団と南房総ですか、この2つがリーディングケースというんですか、何か片仮名でよくわかりませんが、ということで実務検討されているというようなことを伺っているわけでありましてけれども、ここはもともと非常に県内でも高い水道料金であったというふうに思うわけです。これがいろいろな問題があるかと思うんですけれども、それがクリアされるというか、合意をされた中で水道料金というのはどういうふうになっていくのか、提言の中でもどういうふうに位置づけられているのか。今回まだ最終的なまとめとすることはなされていないというようなお話でありますけれども、今、どういう状態でお話し合いがされているのか、まずそれについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 統合しない場合の財政シミュレーション等は一つの案としては出ております。ただ、この案につきましても、正式な方向性が決まっていない中での資料ということですので、金額的なものについては今は申し上げることはできない状況でございます。

5番（石井芳清君） 金額というか、その水道料金については言えないということなんですか。幾つかこの検討されて内容を見ますと、当面はそれぞれの自治体が独自の料金体系をする、最終的には一本化する、その最終的というのが長期ということだろうなというふうに思うんですけども、ここら辺の内容については町民の皆さんに報告できる内容はないんですか。ない。

これは、そうしますと、確かに提言ですから、それを受けてするしないも含めて、また御宿町、関係自治体、2つだから九十九里と南房総地域ということが一つの地域なんでしょうけれども、その中で話し合いがこれから始まるということになるわけですね。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 基本的には、例えば県営水道、広域水道と用水供給事業者の水源を基本的な考え方としております。用水供給事業者が水平統合することにより、経費の節減等が行われ、そして基本的な供給水道水の値段が低減するということが基本的な考え方ありますので、末端給水事業者については、その分、受水料等の金額が抑えられてくるだろうというような計算にはなっています。

5番（石井芳清君） それでは、2番目の質問に移りますけれども、この今説明されている案件につきまして、御宿町の対応について伺いたいと思います。具体的な対応について。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 先ほどの質問でもお答えしましたが、統合案については年度内に県の基本方針が示されるということ伺っておりますので、その内容が発表された以降、構成団体とともに検証していきたいと考えています。

5番（石井芳清君） 既にかなり作業をしておると、それは検討ということで提言の中身になろうかと思えますし、幾つか既に県の水道局においては情報公開されている。当然あるわけですし、また、県議会で議論をされているこれも当然ですね、議会でありますから、公開されているということだろうと思えます。資料は一応いただいたところでもあるわけですが、やはり聞いてみなければ全くわからないと思うんですね、今日、議会で。これは今月内にそれが示されるということでありまして、これは大変大事な内容であります。当然水道法には、

安価で清浄な水を供給するという水道法等にはうたわれているわけでありますから、今後の対応でありますけれども、既に上水道というのは、ほとんどの方が給水人口もかなり率に上がっていますよね。ですから、そういう意味では県全体の中で、水は福祉という観点をやはり堅持していただきながら、この水道事業を進めていただきたいと思います。

それから、この議会議員も含めてですけれども、今後大変これが大事な内容になる。当然水道の話ですから、これは社会資本の整備にかかわる部分になりますので、先ほど下水道の話も少しありましたけれども、大変大事な内容になってくると思いますので、やはり逐次こうした会議、また方向性の内容については議会のほうに報告をしていただく。

それから、これがもう議会だけではなくて、県当局のほうにも要望していただきたいというふうに思うわけでありませけれども、やはり県民の生活にかかわる部分でありますので、やはりきちんと情報公開、また住民参画の中でこうした計画が進むということが私は基本だろうと、御宿町も、この間さまざまな計画についてはそういった手法をとってきておりますので、やはりこれからこの水をどうチェックしていくのかということも大変注目をされておりますので、今後そうした町の責任、また県の責任においても、そうした手法をとっていただきたいというふうに思うわけでありませけれども、これについて最後見解をお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） この水平統合の協議内容につきまして、正式な報告等ございましたら、その都度議会に報告するような考え方でいきたいと思っております。

5番（石井芳清君） 議会もそうですし、住民のほうにもご報告できるようにしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わりとさせていただきます。（拍手）

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君の一般質問を終了します。

ただいまより10分間の休憩といたします。

（午後 4時15分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

推薦第1号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 日程第5、推薦第1号 御宿町農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会委員は、平成22年3月30日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規定により2名を推薦するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法はどのようにしたらよろしいですか。

(「指名推薦」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

7番、小川 征君。

7番(小川 征君) 指名推選ということですので、私のほうから2名の方を推薦したいと思います。

御宿町農業委員会委員に、御宿町実谷1301番地、君塚新一さんと本議会議員であります伊藤博明君を推薦いたしますので、よろしくお願ひします。

議長(新井 明君) ただいま、御宿町農業委員会委員に御宿町実谷1301番地、君塚新一さんと本議会議員であります伊藤博明君が指名されました。

お諮りいたします。

御宿町農業委員会委員に御宿町実谷1301番地、君塚新一さんを推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認め、御宿町農業委員会委員に御宿町実谷1301番地、君塚新一さんを推薦することに決しました。

続きまして、本議会議員であります伊藤博明君の推薦の件に関しましては、6番、伊藤博明君に除斥を求めます。

(6番 伊藤博明君 除斥)

議長(新井 明君) それでは、お諮りいたします。

御宿町農業委員会委員に、本議会議員であります御宿町久保1885番地1、伊藤博明君を推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、御宿町農業委員会委員に本議会議員の御宿町久保1885番地1、伊藤博明君を推薦することに決しました。

6番、伊藤博明の復席を求めます。

(6番 伊藤博明君 復席)

議長(新井 明君) 6番、伊藤博明君が復席しましたので、御宿町農業委員会委員として推薦したことを告知いたします。

6番(伊藤博明君) ただいまご推薦いただきまして、誠にありがとうございます。

農業委員会委員として、任期を一生懸命全うしたいと思いますので、よろしく願いいたします。頑張りたいと思いますので、またよろしくご指導のほどをお願い申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

諮問第1号の上程、説明、採決

議長(新井 明君) 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田町長。

町長(石田義廣君) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

平成22年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、竹内達哉氏を、引き続き同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

竹内達哉氏の略歴につきましては、別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(新井 明君) お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、提案のとおり適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることで答申することに決しました。

諮問第2号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております古澤 弘氏が、平成22年6月30日をもちまして任期満了となりますので、新たに山口 勉氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

山口 勉氏の略歴につきましては、別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（新井 明君） お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、提案のとおり適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることで答申することに決しました。

散会の宣告

議長（新井 明君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日10日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時32分）